

西条市次世代育成支援対策推進行動計画  
(後期計画)

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して



平成 22 年 3 月

西 条 市

# は じ め に

「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」

平成 16 年 11 月 1 日、西条市、東予市、丹原町、小松町が合併し、はや 5 年が経過しましたが、市民の皆様方の力強いご支援によりまして、地域住民の融和と「一つのまち・西条」という一体感の醸成、本市独自のまちづくりが大きく進展してまいりました。

本市の誕生 5 周年を節目として、改めて西条市発展の礎を築いてこられた先人の方々に深く感謝し、その気持ちを忘れることなく、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に繋げてまいりる決意であります。

さて、近年の子どもや家庭を取り巻く環境は、核家族化や都市化の進行、女性の社会進出を背景に、大きく変化しております。特に急速な出生率の低下による少子化の問題は、本市におきましても例外ではなく、このままの状況で推移すれば、わが国の将来の社会経済に、深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

このような中、国、地方公共団体及び企業における 10 年間の集中的・計画的な少子化対策への取組を促進するための「次世代育成支援対策推進法」が平成 15 年 7 月に制定され、本市においても、保健・医療・福祉・家庭教育など各分野を通じて、妊娠から出産、そして子どもが成人に達するまでの過程において、子育てに携わる保護者の方々を総合的に支援する「西条市次世代育成支援対策推進行動計画」を平成 17 年 3 月に策定いたしました。

この計画では、「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念とし、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民がこころ豊かに夢を持って子育て・子育てをし、この西条市がいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるように様々な施策を推進することを提唱しております。

平成 26 年度を目標とした後期計画を策定するに当たりましては、前期計画の趣旨を継承するとともに、これまで本市で実施してきた子育て支援施策や事業の整理、ニーズ調査結果の検討などを踏まえ、地域社会全体の温かな支え合いの中で、子どもが健やかに成長し、子どもを生き育てやすいまちづくりを一層推進することとしております。

また、今後は、国や愛媛県をはじめ、市民、地域、企業や関係機関・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、この計画の着実な推進に努めてまいりますので、皆様方の更なるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました西条市次世代育成支援対策推進協議会の委員の皆様方、ニーズ調査へのご協力を通じて、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様方をはじめ、関係各位に対し心から感謝を申し上げまして、巻頭のご挨拶といたします。

平成 22 年 3 月

西条市長 伊藤 宏太郎

# 目 次

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の性格・位置付け .....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制 .....	3
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く状況</b> .....	4
1 人口・世帯の状況.....	4
2 少子化の状況.....	6
3 人口動態.....	9
4 就労の状況.....	10
5 推計人口 .....	11
6 児童虐待の状況 .....	13
7 子育てに関する意識の現状 ～ アンケート調査結果より ～ .....	14
8 前期計画目標事業量の実施状況.....	19
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	21
1 計画の基本理念 .....	21
2 計画の基本目標 .....	22
3 主な視点 .....	24
<b>第4章 施策の展開</b> .....	26
基本目標1 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】 .....	27
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】 .....	39
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】 .....	45
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】 .....	49
基本目標5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護対策】 .....	52
■ 事業の数値目標 .....	57
<b>第5章 計画の推進に向けて</b> .....	58
1 計画の推進.....	58
2 推進体制 .....	58
3 計画の進捗状況の管理・評価.....	58
<b>資料</b> .....	59
西条市次世代育成支援対策推進事業実施要綱.....	59
西条市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿 .....	61
次世代育成支援対策推進法.....	62

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化してきました。

このような中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が推進されてきました。しかし、出生率の低下という現象は続いています。

合計特殊出生率（一人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均）をみると、平成20年は、平成19年の1.34を0.03ポイント上回る1.37となり、3年連続で上昇しましたが、総人口維持水準である2.08を昭和49年以降一貫して下回っています。平成20年の出生数は、前年を若干上回っているものの、少子化の進行は歯止めがかかっていない状況です。このため、子どもを生みたい人が安心して健やかに生み育てることのできる社会、子育てをする人が子育てに伴う喜びを実感できるような社会を形成していくことが、これまで以上に必要とされています。

そこで、「次世代育成支援対策推進法」（以下、「推進法」という。）が平成15年7月に制定され、次世代育成支援に関して、地方公共団体及び企業に対して、平成17年度を初年度とし平成26年度までの10年間の具体的な数値目標を盛り込んだ「行動計画」の策定が義務付けられ、集中的・計画的な取組を促進することとなりました。また、市町村においては国が示す行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援などの次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）を策定するものとしています。しかしそれ以降も、予想以上の少子化の進行がみられることから、国では平成19年に「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪とする「子どもと家族を応援する日本」重点戦略をまとめ、市町村に対し、子育て支援の社会的基盤の充実を求めています。

本市においても、少子化や核家族化の進行などにより、子どもを取り巻く状況は厳しくなっています。このような状況を背景に、本市では、平成17年3月に「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」を基本理念に、「西条市次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、「前期計画」という。）を策定し、子育てに対する保護者の負担感の軽減、子どもを生み育てる楽しさや充実感や幸せを、子どもの親も周囲の人々も感じられる社会づくりを進めてきました。

前期計画は平成22年3月末で終了となるため、前期計画策定後の国や社会の動向、これまで本市で実施してきた子育て支援施策や事業の整理、ニーズ調査結果の検討などを踏まえ、地域社会全体の温かな支え合いの中で、子どもが健やかに成長し、子どもを生み育てやすいまちづくりを一層推進するため、平成22年4月から始まる新たな「西条市次世代育成支援対策推進行動計画」（以下、「後期計画」という。）として策定するものです。

## 2 計画の性格・位置付け

本計画は、推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体を対象に、西条市がこれから進めていく次世代育成支援対策の目標や方向性を示し、次世代育成支援対策を着実に推進していくために、市民一人ひとりをはじめ各家庭や学校・地域・職場の積極的な取組を推進するものです。

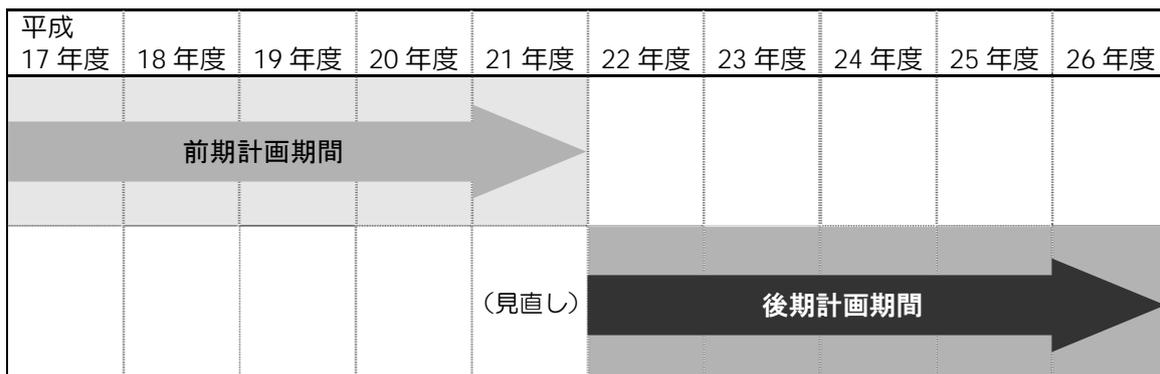
また、本計画は、国や県の動向を踏まえるとともに、これまでの市の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるために、「西条市総合計画」等、既存計画との整合性も図りながら、地域社会での協働のもと、母子保健や児童福祉、教育、またその他子育て支援における環境整備等、次世代育成に関わる施策を推進するためのものです。

なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳未満としています。また、計画の中心は未就学児・小学生及びその保護者ですが、将来の親となる中学生以上も視野に入れた計画です。

## 3 計画の期間

本計画は、推進法で規定する10年間の集中的な取組期間のうち、平成22年度から平成26年度までの後期5年間の計画期間とします。

ただし、社会・経済情勢の変化や、西条市の子どもと家庭を取り巻く状況や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。



## 4 計画の策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、保育サービスに対する量的及び質的ニーズ等を詳細に把握するため、就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、平成21年1月、「西条市次世代育成支援に関するニーズ調査」を実施しました。各結果から出た意見や課題を計画に反映させています。

#### ■「西条市次世代育成支援に関するニーズ調査」の概要

調査対象	就学前児童のいる世帯	小学校児童のいる世帯
標本数	1,874人	2,123人
調査方法	郵送配布—郵送回収	
有効回収数	984人	1,075人
有効回収率	52.5%	50.6%
調査時期	平成21年1月30日～2月13日	
調査地区	市内全域	

### (2) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成21年12月28日に案を公表し、平成22年1月15日までの間、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

### (3) 西条市次世代育成支援対策推進協議会

本計画の策定にあたり、次世代育成支援施策は行政組織の幅広い部門に関連し、策定段階において関係者の意見を幅広く聴取するため、有識者、保健・医療・福祉に関わる関係者及び保護者代表、関係行政機関の職員等で構成する「西条市次世代育成支援対策推進協議会」を開催し、前期計画の進捗状況やニーズ調査、新たな課題などをもとに、素案の検討を行い、西条市の子育て支援のあり方について協議しました。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

#### (1) 総人口の推移

西条市の人口は、平成21年3月31日現在で114,606人となっており、昭和60年の115,983人から減少傾向にあります。

また、年齢3区分人口割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口については減少傾向にあるのに対し、高齢者人口は増加傾向にあり、少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

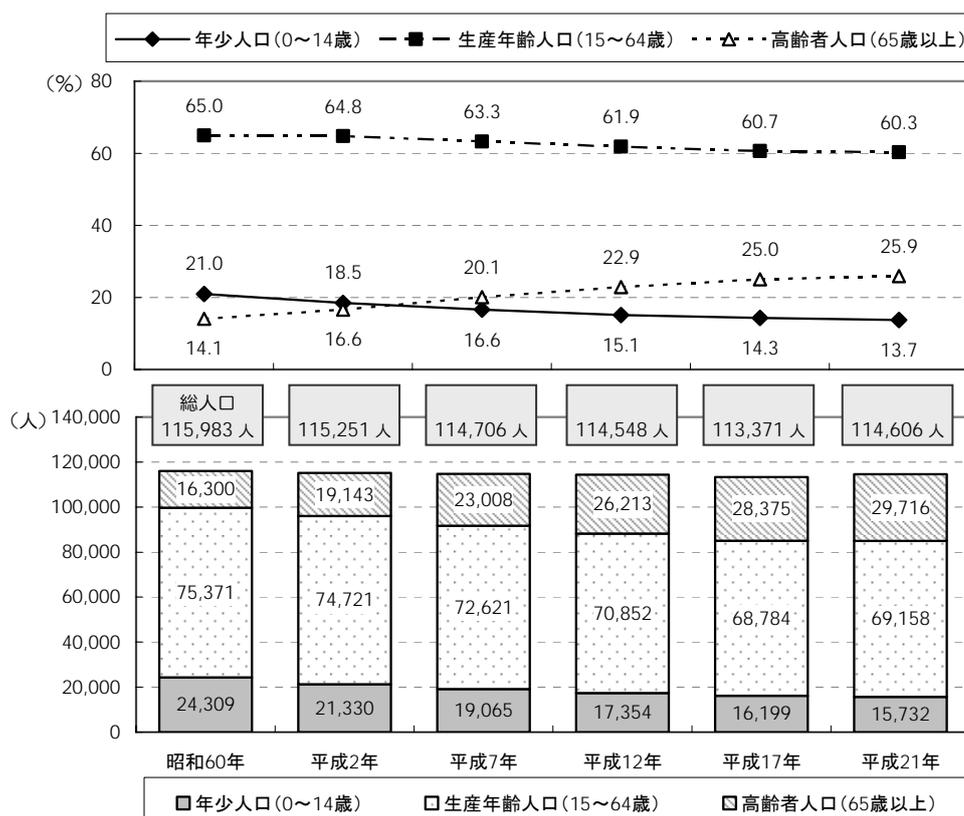
単位：人、%

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
総人口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	114,606
年少人口 (0～14歳)	24,309	21,330	19,065	17,354	16,199	15,732
(総人口比)	21.0	18.5	16.6	15.1	14.3	13.7
生産年齢人口 (15～64歳)	75,371	74,721	72,621	70,852	68,784	69,158
(総人口比)	65.0	64.8	63.3	61.9	60.7	60.3
高齢者人口 (65歳以上)	16,300	19,143	23,008	26,213	28,375	29,716
(総人口比)	14.1	16.6	20.1	22.9	25.0	25.9

※ 年齢不詳人口を含む

※ 合併前の西条市、東予市、丹原町、小松町の合算により算出（以降のページについても、同様の算出方法）

【資料】昭和60年～平成17年：国勢調査、平成21年：住民基本台帳（3月31日現在）



## (2) 世帯の状況

西条市の世帯数は、平成 21 年 3 月 31 日現在で 47,329 世帯となっており、昭和 60 年の 35,276 世帯から増加傾向にあります。

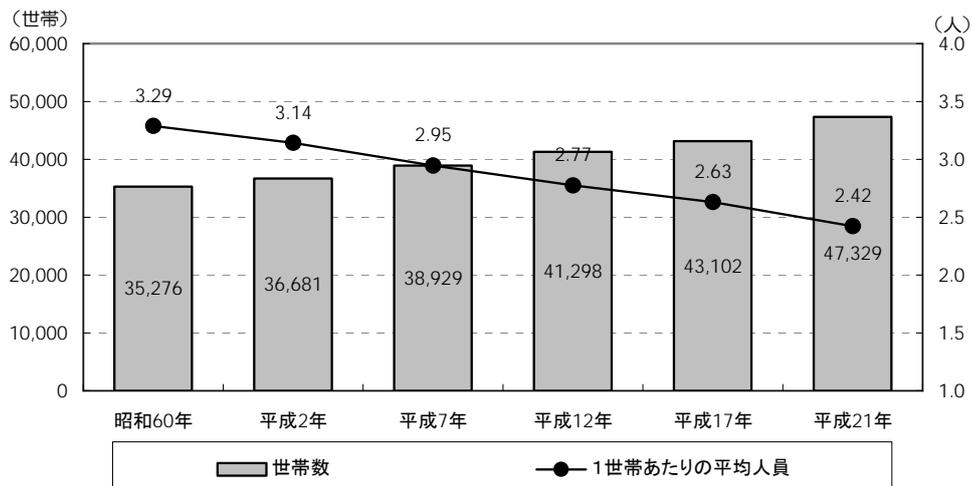
また、1 世帯あたりの平均人員は昭和 60 年では 3.29 人であったのが、平成 7 年には 2.95 人と 3 人を割り、さらに平成 21 年には 2.42 人と、減少傾向となっており、核家族化が進行している状況がみられます。

### 世帯数及び 1 世帯あたりの平均人員の推移

単位：人、世帯

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 21 年
総人口	115,983	115,251	114,706	114,548	113,371	114,606
世帯数	35,276	36,681	38,929	41,298	43,102	47,329
1 世帯あたりの平均人員	3.29	3.14	2.95	2.77	2.63	2.42

【資料】昭和 60 年～平成 17 年：国勢調査、平成 21 年：住民基本台帳（3 月 31 日現在）



## 2 少子化の状況

### (1) 出生数の推移

近年における西条市の出生数は、おおよそ 980～900 人で変動しています。

これを出生率（人口千人対比）で見ると、平成 15 年の 8.4 ポイントから、平成 19 年には 8.2 ポイントと、0.2 ポイント減少しています。

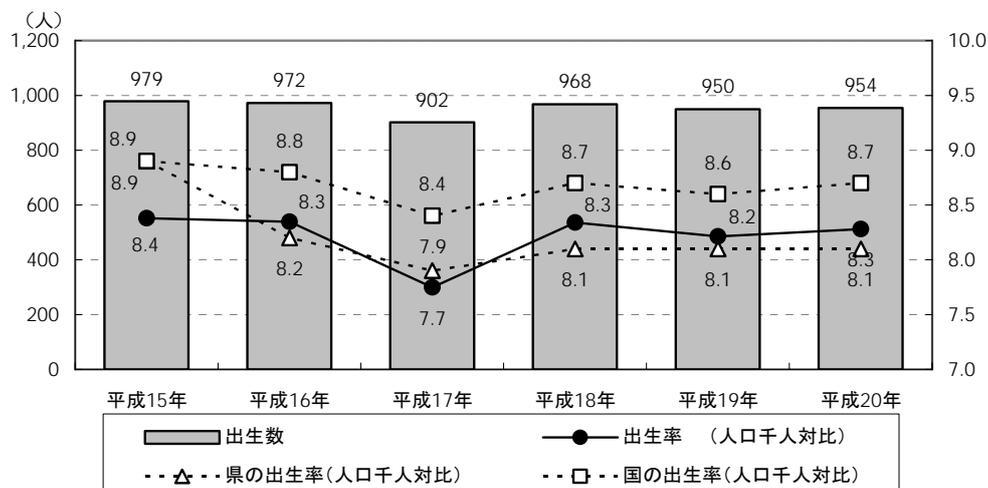
愛媛県及び国の出生率（人口千人対比）と比較すると、愛媛県の出生率よりは若干高い値となっているものの、国の出生率よりは低い値で推移しています。

#### 出生数及び出生率（人口千人対比）の推移

単位：人

区 分	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
総人口	116,824	116,455	116,427	116,059	115,651	115,200
出生数	979	972	902	968	950	954
出生率（人口千人対比）	8.4	8.3	7.7	8.3	8.2	8.3
県の出生率（人口千人対比）	8.9	8.2	7.9	8.1	8.1	8.1
国の出生率（人口千人対比）	8.9	8.8	8.4	8.7	8.6	8.7

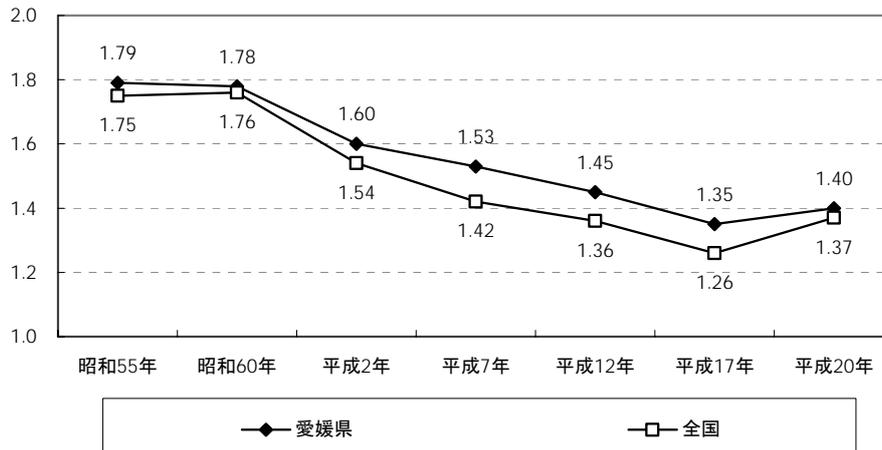
【資料】総人口：住民基本台帳（11月1日現在）、愛媛県・国の出生率：厚生労働省「人口動態統計」



## (2) 合計特殊出生率の推移

愛媛県の合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っているものの、昭和55年の1.79から平成20年には1.40と、減少傾向にあります。

### 合計特殊出生率の推移



【資料】厚生労働省「人口動態統計」

また、平成15年から平成19年における平均の合計特殊出生率は、本市が1.61で全国平均及び愛媛県平均と比べると高く、また、県内の周辺他市と比較しても、高い数値となっています。

しかし、人口を維持するために必要な水準（人口置換水準：2.07～2.08）に比べると、大幅に下回っている状況です。

### 平均合計特殊出生率（平成15年～平成19年）

西条市	松山市	今治市	新居浜市	四国中央市	東温市	愛媛県	全国
1.61	1.27	1.41	1.60	1.60	1.23	1.40	1.31

【資料】厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」（平成15年～平成19年）

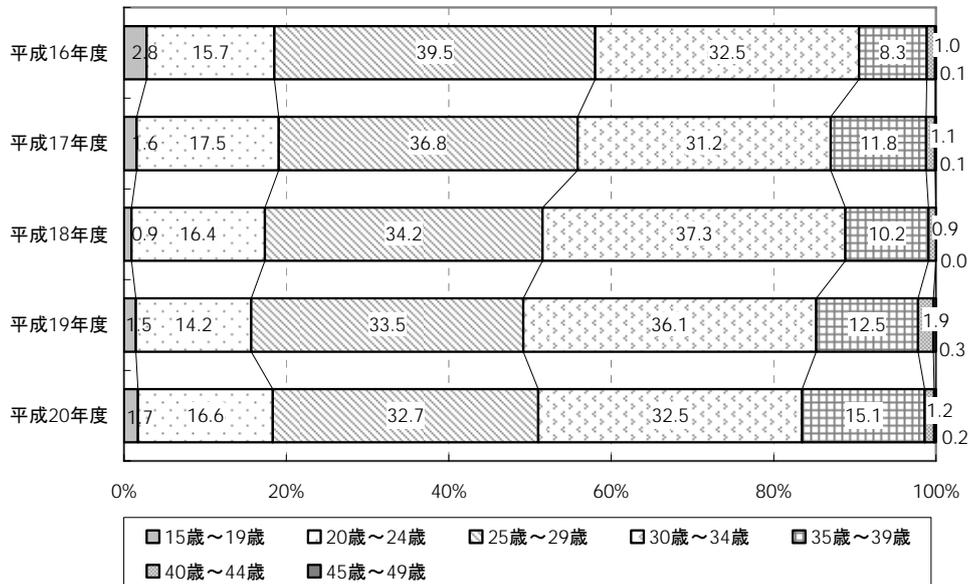
### (3) 母親の年齢階級別出生数とその割合

西条市の母親の年齢階級別出生数の割合をみると、25～29歳及び30～34歳が全体の約70%、35歳以上が約15%を占めています。また、平成16年度に比べ、20歳代の出生数は減少しているのに対し、30歳以上で増加しており、晩産化が進行している状況がみられます。

#### 母親の年齢階級別出生数とその割合の推移

単位：人、%

区 分		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
出生数・割合		972	100.0	902	100.0	968	100.0	950	100.0	954	100.0
母親の年齢	15歳～19歳	27	2.8	14	1.6	9	0.9	14	1.5	16	1.7
	20歳～24歳	153	15.7	158	17.5	159	16.4	135	14.2	158	16.6
	25歳～29歳	384	39.5	332	36.8	331	34.2	318	33.5	312	32.7
	30歳～34歳	316	32.5	281	31.2	361	37.3	343	36.1	310	32.5
	35歳～39歳	81	8.3	106	11.8	99	10.2	119	12.5	144	15.1
	40歳～44歳	10	1.0	10	1.1	9	0.9	18	1.9	12	1.2
	45歳～49歳	1	0.1	1	0.1	0	0.0	3	0.3	2	0.2



### 3 人口動態

#### (1) 平均初婚年齢の推移

愛媛県の平均初婚年齢は、全国に比べるとやや若い年齢で推移しているものの、昭和 60 年の夫 27.7 歳、妻 25.2 歳から、平成 20 年には夫 29.4 歳、妻 27.7 歳と、ともに 2 歳程度年齢が上がっており、晩婚化が進行している状況がみられます。

#### 平均初婚年齢の推移

単位：歳

区 分		昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 20 年
愛媛県	夫	27.7	27.9	28.0	28.0	29.0	29.4
	妻	25.2	25.6	25.9	26.6	27.4	27.7
全国	夫	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.2
	妻	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.5

【資料】厚生労働省「人口動態統計」

#### (2) 未婚率の推移

平成 17 年の西条市の未婚率は、愛媛県及び全国と比べると低い数値になっています。

しかし、平成 12 年の未婚率と比較すると、全ての年齢において上昇しており、特に男性では 30～39 歳、女性では 25～34 歳で未婚率の上昇が顕著に表れています。

#### 未婚率の推移（平成 12 年・平成 17 年）

単位：%

区 分		西条市		参考（平成 17 年）	
		平成 12 年	平成 17 年	愛媛県	全国
男性	20～24 歳	86.5	86.8	90.0	93.4
	25～29 歳	60.4	61.5	65.1	71.4
	30～34 歳	34.1	40.1	42.2	47.1
	35～39 歳	22.9	27.4	28.5	30.0
	40～44 歳	14.5	21.1	20.6	22.0
女性	20～24 歳	79.4	80.5	85.8	88.7
	25～29 歳	44.9	49.0	55.0	59.0
	30～34 歳	19.0	25.5	30.2	32.0
	35～39 歳	10.1	14.0	18.7	18.4
	40～44 歳	6.8	9.5	12.5	12.1

【資料】国勢調査

## 4 就労の状況

西条市の女性の就業状況をみてみると、20～24歳にピークをむかえ、その後結婚や出産、子育て期に就業率は減少し、その後子育てが終わった45～49歳にかけて再び増加するいわゆるM字型曲線を示しており、平成12年と比較すると、やや緩やかな曲線となっています。

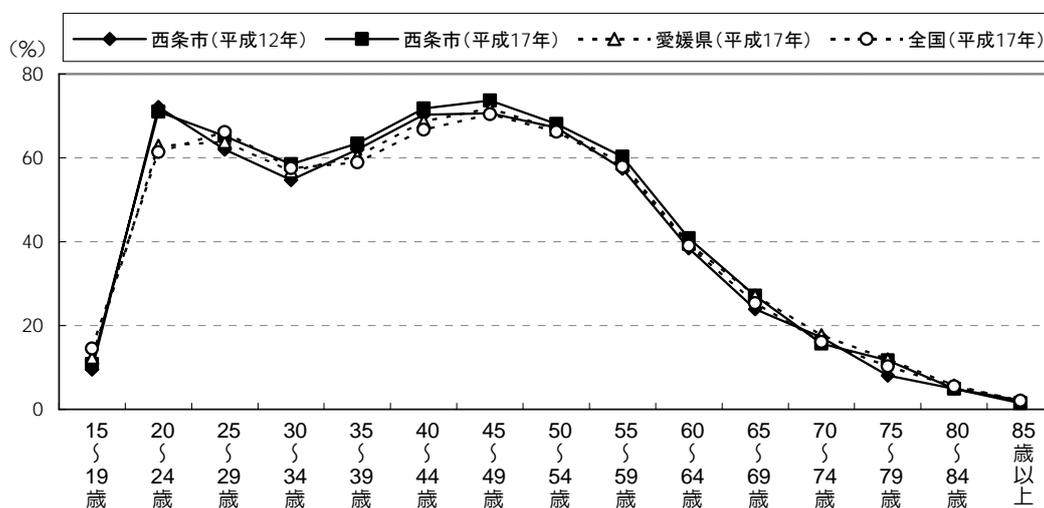
また、愛媛県や全国と比較すると全体的に上回っており、特に20～24歳の就業率は10ポイント近く高くなっているものの、曲線は概ね同じ傾向となっています。

### 女性の年齢別就業率

単位：％

区 分	西条市		参考（平成17年）	
	平成12年	平成17年	愛媛県	全国
15～19歳	9.5	10.8	12.3	14.5
20～24歳	72.1	71.0	62.9	61.4
25～29歳	62.0	65.2	63.8	66.1
30～34歳	54.7	58.5	56.8	57.5
35～39歳	62.0	63.4	60.4	58.9
40～44歳	70.3	71.8	68.7	66.7
45～49歳	70.6	73.7	71.8	70.4
50～54歳	67.2	68.1	66.8	66.2
55～59歳	57.4	60.3	58.7	57.9
60～64歳	38.4	40.8	39.5	39.1
65～69歳	23.9	27.1	27.1	25.4
70～74歳	17.2	15.7	17.7	16.1
75～79歳	8.1	11.7	11.9	10.3
80～84歳	4.9	4.9	5.7	5.5
85歳以上	2.1	1.5	2.0	2.1

【資料】国勢調査



## 5 推計人口

### (1) 推計人口

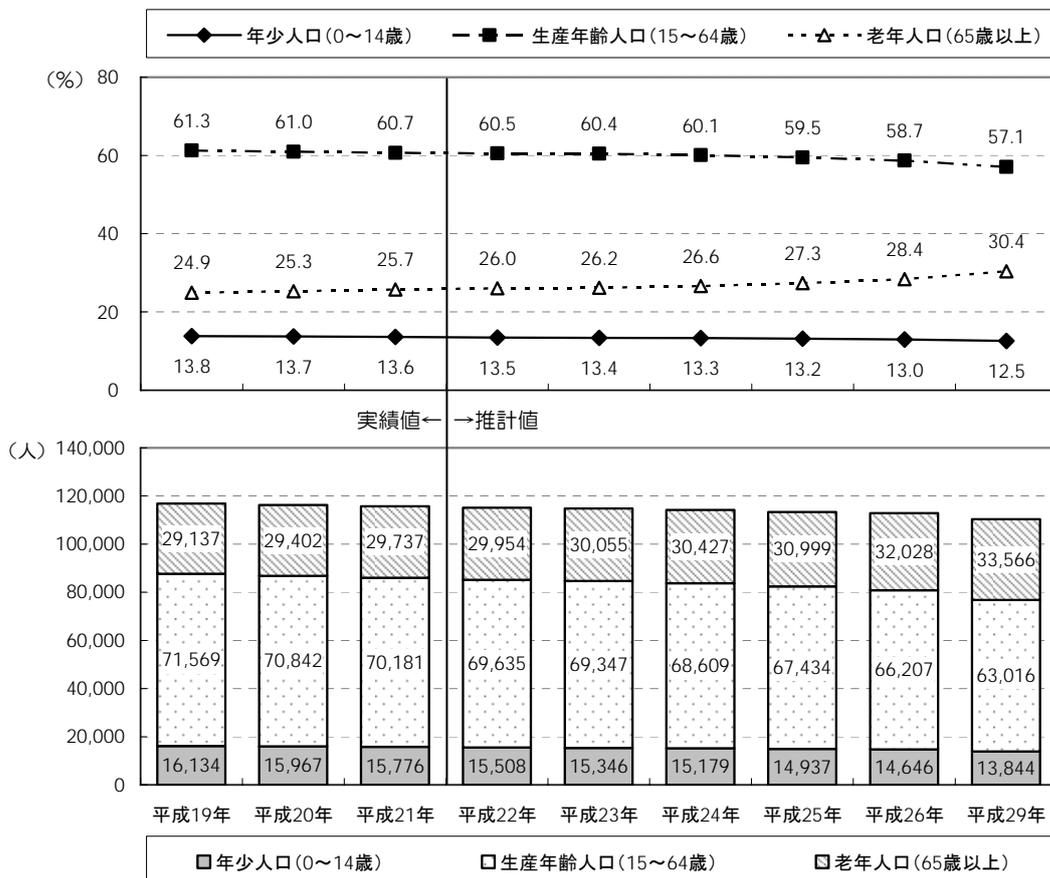
住民基本台帳人口及び外国人登録人口をもとに、コーホート変化率法\*により人口推計を行いました。

年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にあるのに対し、老年人口は増加しており、さらなる少子高齢化の進行が予測されます。

推計人口と年齢3区分人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	実績			推計値					
	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
総人口	116,840	116,211	115,694	115,097	114,748	114,215	113,370	112,881	110,426
年少人口 (0～14歳)	16,134	15,967	15,776	15,508	15,346	15,179	14,937	14,646	13,844
(総人口比)	13.8	13.7	13.6	13.5	13.4	13.3	13.2	13.0	12.5
生産年齢人口 (15～64歳)	71,569	70,842	70,181	69,635	69,347	68,609	67,434	66,207	63,016
(総人口比)	61.3	61.0	60.7	60.5	60.4	60.1	59.5	58.7	57.1
老年人口 (65歳以上)	29,137	29,402	29,737	29,954	30,055	30,427	30,999	32,028	33,566
(総人口比)	24.9	25.3	25.7	26.0	26.2	26.6	27.3	28.4	30.4



## (2) 推計児童人口

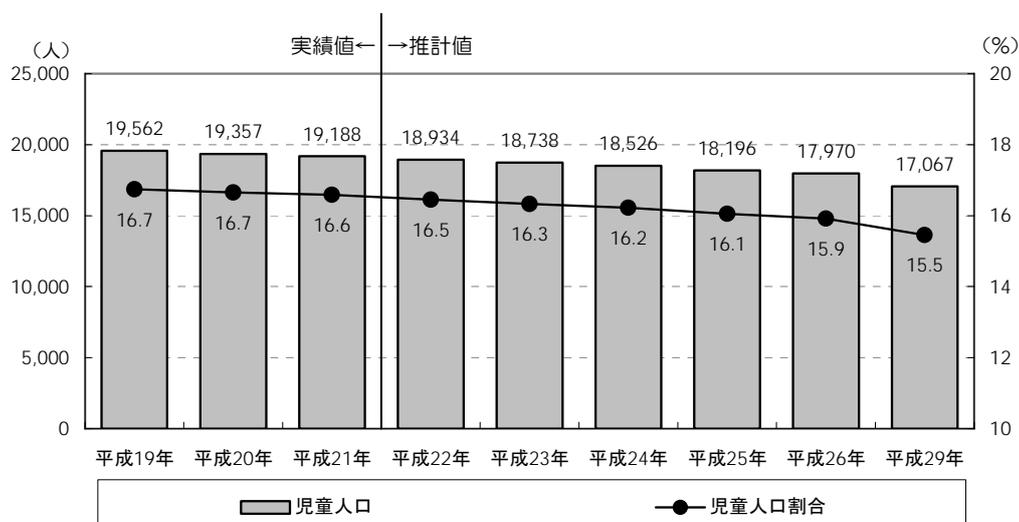
推計児童人口は緩やかな減少傾向となっており、総人口に対する割合も同様に緩やかな減少傾向になると推計されます。

また、年齢別にみると、どの年齢層でも減少傾向であるものの、6～11歳人口の減少は緩やかであるのに対し、0～5歳・12～17歳人口の減少は大きいと予測されます。

### 推計児童人口（比率）の推移

単位：人、%

区 分	実績			推計値					
	平成 19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	29年度
児童人口(0～17歳)	19,562	19,357	19,188	18,934	18,738	18,526	18,196	17,970	17,067
(総人口比)	16.7	16.7	16.6	16.5	16.3	16.2	16.1	15.9	15.5
0～5歳	5,982	5,881	5,783	5,728	5,676	5,670	5,575	5,487	5,087
6～11歳	6,690	6,652	6,603	6,480	6,305	6,120	6,018	5,895	5,734
12～17歳	6,890	6,824	6,802	6,726	6,757	6,736	6,603	6,588	6,246



#### ※ コーホート変化率法とは・・・

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

## 6 児童虐待の状況

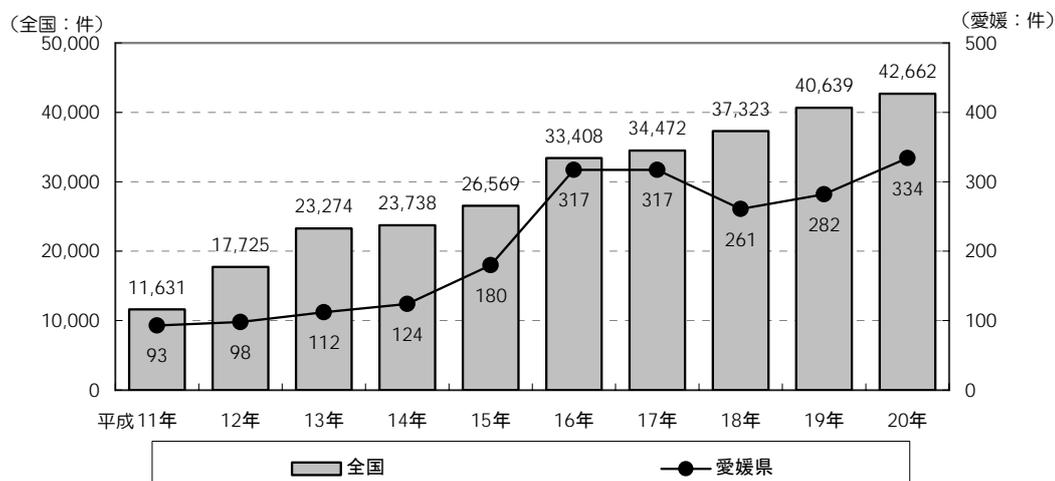
平成12年11月、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、平成16年には、児童虐待防止法及び児童福祉法の改正が行われ、従来、虐待通告先が「児童相談所」のみであったものが、「市町村」も通告先に加わり、「市町村」「児童相談所」が二層構造で対応する仕組みとなりました。また、この改正により、虐待を受けた児童などに対する市町村の体制を一層強化するため、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」が法定化され、各市町村単位で設置が進められています。

さらに、平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の改正法により、児童虐待防止対策の強化が行われているところです。

平成20年度の全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は42,662件にのぼり、児童虐待防止法施行前の平成11年度の約3.7倍と年々増加しています。また、愛媛県の児童相談所で対応している養護相談のうち、平成20年度の虐待に関する相談件数は334件と、平成11年度の約3.6倍となっています。

子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、児童虐待はこれまで以上に社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっています。

### 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移



【資料】厚生労働省「福祉行政報告例」

## 7 子育てに関する意識の現状 ～ アンケート調査結果より ～

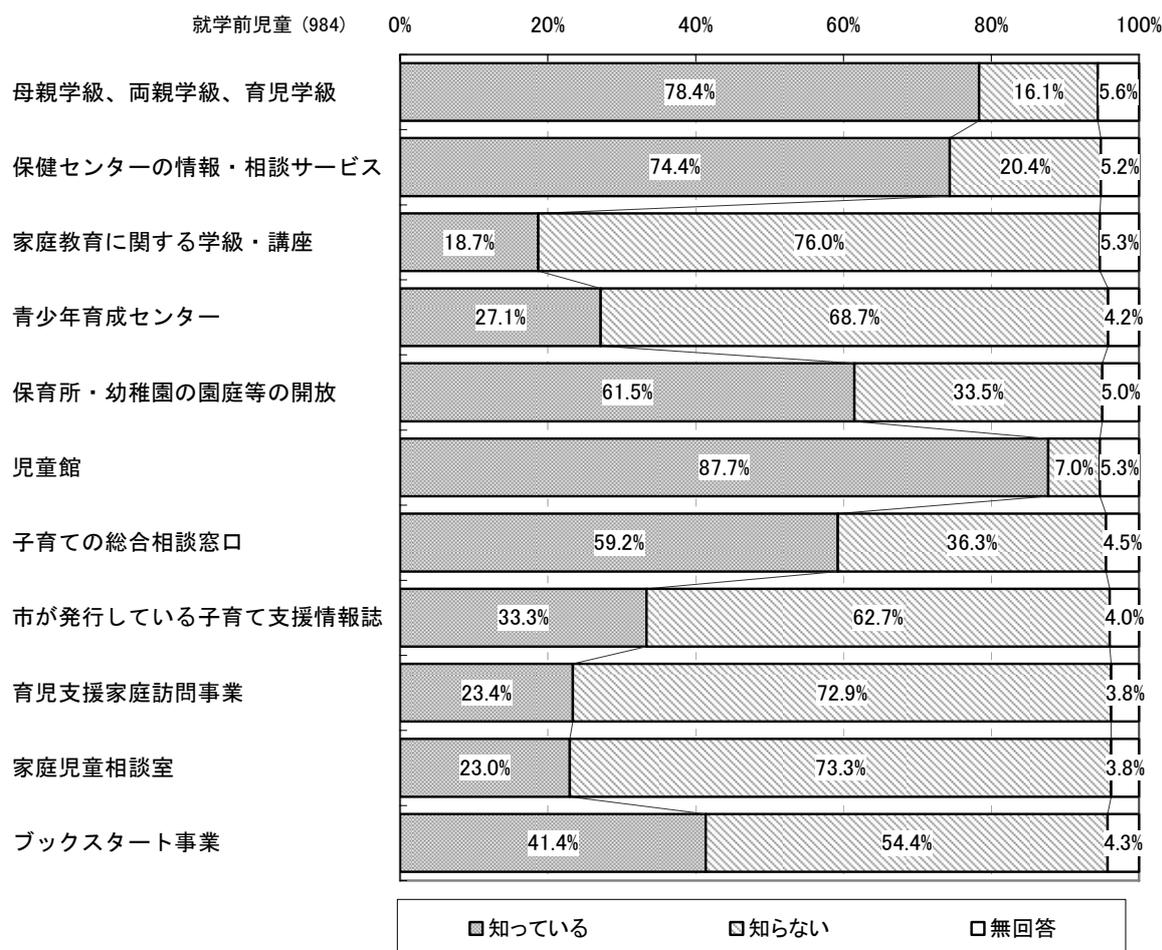
### (1) 子育て支援サービスへの評価

#### ① 子育て支援サービスの認知度

西条市で実施している子育て支援サービスの認知度については、「知っている」が“児童館”で87.7%と最も多く、“母親学級、両親学級、育児学級”においても78.4%と8割近くを占め、高い認知度となっています。次いで“保健センターの情報・相談サービス”(74.4%)、“保育所・幼稚園の園庭等の開放”(61.5%)、“子育ての総合相談窓口”(59.2%)の順となっています。

その他のサービスにおいては「知らない」が半数以上を占め、特に“家庭教育に関する学級・講座”、“青少年育成センター”、“育児支援家庭訪問事業”、“家庭児童相談室”では認知度は3割未満となっています。

#### 子育て支援サービスの認知度



※ グラフ内の ( ) の数値は、その設問の回答対象者総数を表しています。以降のページについても同様です。

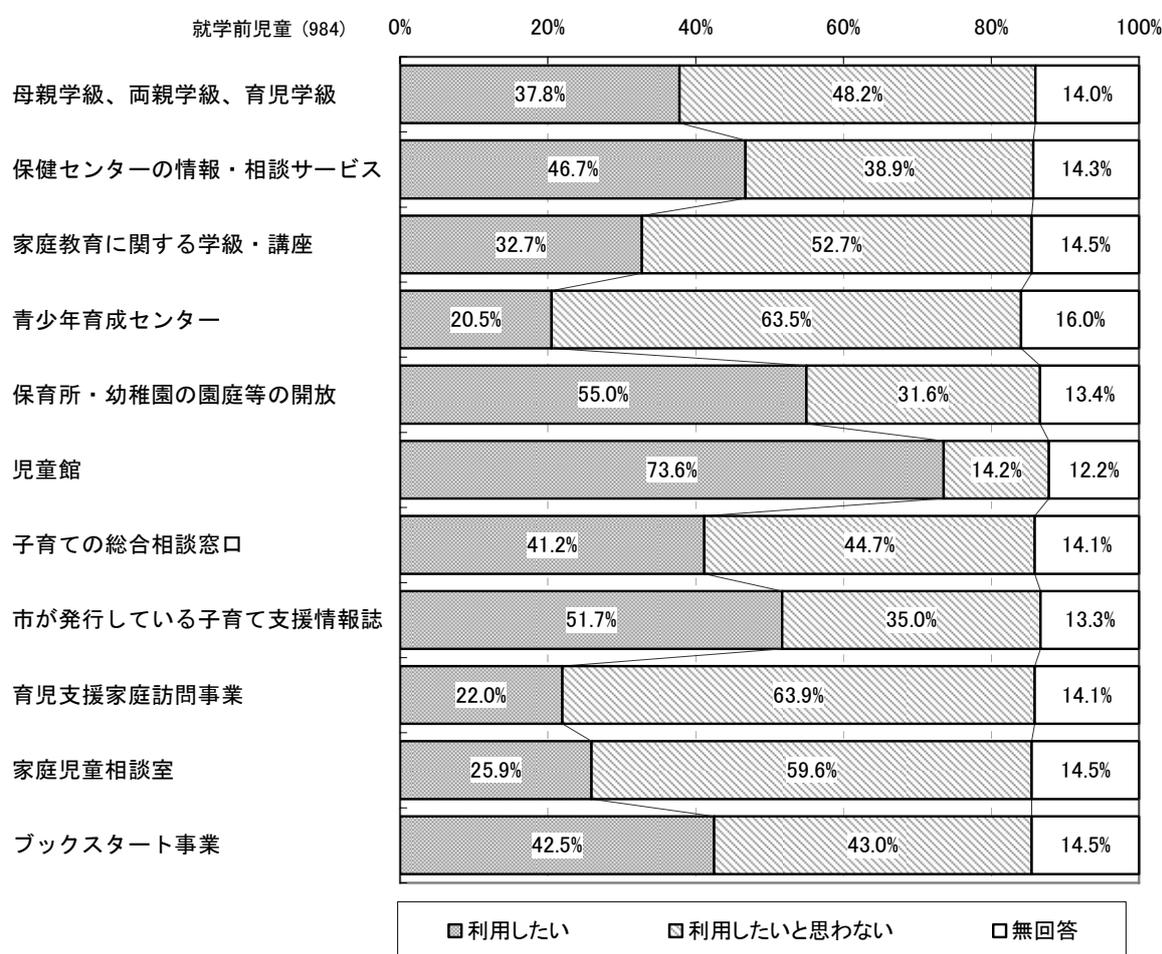
## ② 子育て支援サービスの今後の利用意向

子育て支援サービスの今後の利用意向については、「利用したい」が“児童館”で73.6%と7割以上を占め最も多く、次いで“保育所・幼稚園の園庭等の開放”（55.0%）、“市が発行している子育て支援情報誌”（51.7%）の順となっています。

全ての項目において2割以上の利用意向はあるものの、半数以上のサービスにおいて「利用したいと思わない」が「利用したい」を上回る結果となっています。

また、認知度と比較すると、全体的に利用意向の割合は低くなっているのに対し、「市が発行している子育て支援情報誌」については、認知度が3割に対して意向は半数以上を占めており、情報提供に対するニーズが高いことが分かります。

### 子育て支援サービスの今後の利用意向

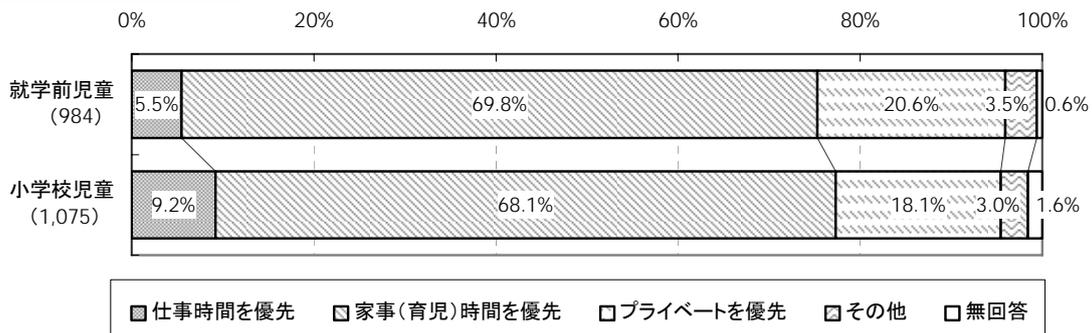


## (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について

### ① 希望する時間の優先度

希望する時間の優先度については、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「家事（育児）時間を優先」が最も多く、ともに7割近くの人が仕事やプライベートよりも家事（育児）を優先したいと考えています。

希望する時間の優先度

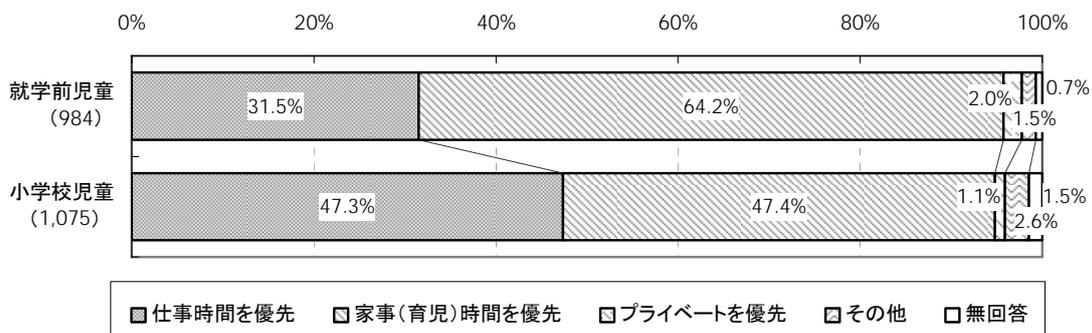


### ② 現実の時間の優先度

現実の時間の優先度についても、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「家事（育児）時間を優先」が最も多くなっているものの、次いで「仕事時間を優先」が高い割合となっており、希望する時間の優先度で約2割の回答のあった「プライベートを優先」している人は極めて少ない結果となっています。

また、小学校児童を持つ保護者では「仕事時間を優先」と「家事（育児）時間を優先」と回答した人が同じ程度の割合となっており、子どもの成長に伴い、家事（育児）から手が離れ、仕事を優先している保護者が多くなっていることが分かります。

現実の時間の優先度



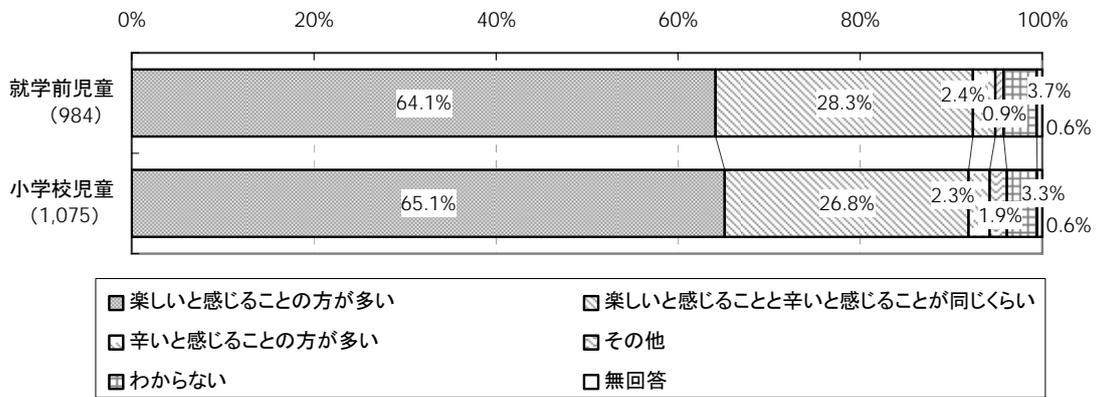
### (3) 子育てに関する悩みや不安感

#### ① 子育てについて

子育てについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「楽しいと感じることの方が多い」が最も多く、ともに6割以上の方が子育てについて不安や負担よりも楽しさを感じています。

一方で、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が就学前児童を持つ保護者では28.3%、小学校児童を持つ保護者では26.8%となっており、「辛いと感じることの方が多い」と合わせると、ともに約3割の方が子育てに辛さを感じています。

#### 子育てについて感じる事

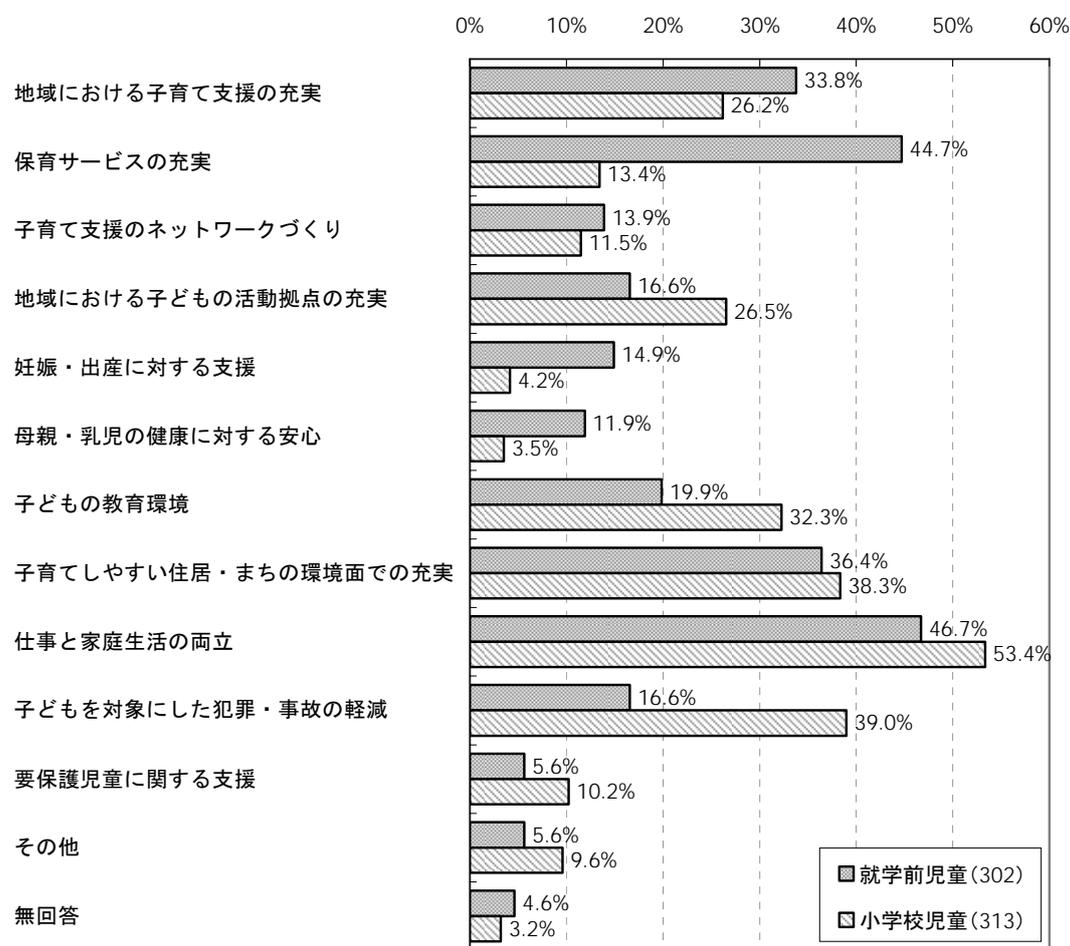


## ② 子育ての辛さを解消するために必要なこと

子育てを辛いと感じる人の、子育ての辛さを解消するために必要なことについては、就学前児童を持つ保護者・小学校児童を持つ保護者ともに「仕事と家庭生活の両立」が最も多く、就学前児童を持つ保護者では4割以上、小学校児童を持つ保護者では半数以上の方が仕事と子育ての両立支援を望んでいることが分かります。

また、就学前児童を持つ保護者では「保育サービスの充実」が次いで高くなっているのに対し、小学校児童を持つ保護者では「子どもの教育環境」や「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」が高い割合となっていることから、子どもの年齢層に応じた子育て支援が望まれていることが分かります。

### 子育ての辛さを解消するために必要なこと



## 8 前期計画目標事業量の実施状況

前期計画では、本市の子育て支援に対するニーズを踏まえ、平成 21 年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を設定しています。

前期計画の目標事業量と平成 21 年度の実績と比較した達成状況は次表のとおりです。

事業名	前期計画策定時 (平成 16 年度)	21 年度目標	21 年度実績
<b>基本目標 1 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】</b>			
※地域子育て支援センター事業 (設置か所数)	4 か所	6 か所	5 か所
※ファミリー・サポート・センター事業 (設置か所数)	0 か所	1 か所	1 か所
保育サポーターの養成・配置 (養成・配置人数)	0 人	50 人	91 人
※つどいの広場事業 (設置か所数)	0 か所	2 か所	0 か所
ひとり親家庭に対応する相談員数	3 人	現状維持	3 人
※通常保育事業 (定員数、設置か所数)	2,495 名 28 か所	2,467 人 28 か所	2,555 人 29 か所
※延長保育事業 (定員数、設置か所数)	89 名 8 か所	150 人 10 か所	120 人 10 か所
※一時保育事業 (定員数、設置か所数)	18 名/1 日 4 か所	35 人/1 日 5 か所	35 人/1 日 5 か所
※特定保育事業 (定員数、設置か所数)	0 か所	16 人/1 日 2 か所	0 か所 (一時保育で対応)
※休日保育事業 (定員数、設置か所数)	0 か所	20 人 2 か所	30 人 2 か所
※乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育・施設型】(定員数、設置か所数)	4 名/1 日 1 か所	8 人/1 日 2 か所	8 人/1 日 2 か所
※子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】(定員数、設置か所数)	8 名/1 日 2 か所	8 人/1 日 2 か所	8 人/1 日 2 か所
※放課後児童健全育成事業 (平均利用者数、設置か所数)	526 名/1 日 21 か所	690 人/1 日 23 か所	585 人/1 日 26 か所
要保護児童対策地域協議会の設置	未設置	1 か所	1 か所
子育てマップの作成 (配布年度)	未実施	平成 18 年度 までに実施	平成 17 年度 作成
防犯指導の実施	36 回/年	72 回/年	108 回/年
防犯器具の貸与数	3,351 個	5,000 個	6,576 個

事業名	前期計画策定時 (平成16年度)	21年度目標	21年度実績
<b>基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】</b>			
育児支援家庭訪問事業 (21年度から養育支援訪問事業に改称)	要望に応じて保健師等が訪問	保健師に加え、保育士による派遣を行い、事業の拡充を図る	要望に応じて保健師、保育士等が訪問
乳幼児健診の受診率	89.40%	100.00%	91.0%
地域における性に関する正しい知識の普及(開催回数)	22回/年	30回/年	36回/年
かかりつけの小児科医を持つ親の割合	93.30%	100.00%	93.30%
<b>基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】</b>			
家庭教育学級・講座の開催	70回/年	100回/年	85回/年
親子による交流・自然体験学習の開催	30回/年	50回/年	38回/年
<b>基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】</b>			
防犯灯の整備(設置件数)	9,656件	10,200件	9,969件

※ 前期計画で国が指定している特定14事業の一部を示します。

地域における子育て・子育ての支援については、多様化するニーズに合わせた保育サービスの提供をはじめ、乳幼児健康支援一時預かり事業(病児・病後児保育事業)の増設、子育て支援マップの作成や、ファミリー・サポート・センター事業の開始など、子育て家庭への支援策の充実が図られました。

人々の結びつきが希薄化する中で、地域子育て支援センターの設置が進むなど、身近な地域での福祉コミュニティ環境は徐々に整備されてきました。また、住民参加による子どもの安全確保への取組や、地域の良さを活かした体験学習を充実することにより意識の醸成を図るとともに、点と点を繋いでネットワーク化を進めることにより、子育てを支え合うまちづくりの体制づくりが期待されます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

前期計画では、新市建設計画にある「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」に沿った「子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して」という将来像を設定し、次代を担う子どもをはじめ、すべての市民が心豊かに夢を持って子育て・子育ちをし、この土地にいつまでも暮らしたいと思える、住みよいまちとなるような施策を進めてきました。

後期計画では、最終年度である平成26年度における最終目標の達成を目指し、前期計画との連続性並びに整合性を維持しながら、前期計画における将来の姿を継承します。



イラスト わたなべふみ

## 2 計画の基本目標

今後の次世代育成の推進にあたっては、福祉分野をはじめ、保健、教育、労働などの関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取組が求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の5つの基本目標を設定し、それらを5つの柱として総合的に施策を推進します。

### 基本目標1 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】

都市化の進行や核家族化の進展等に加え、人々のライフスタイルの変化と価値観の多様化に伴い、人と人との結びつきが薄れる中で、育児への負担や不安、孤独感を感じる人が増えています。

このため、多様化する保育ニーズを十分見極めながら、現行の保育サービスの見直し・充実を図るとともに、子育てをする親同士の交流の場や地域の子育てに関する情報を提供するほか、次代を担う子どもと子育て家庭を地域全体で支え合うため、地域住民による自主的な活動の輪を広げ、ネットワークの形成を推進します。

さらに、子育てしやすい就労環境を促進するため、育児休業などの各種法制度の普及・定着や、子育てしやすい就業形態の導入など、企業に対し子育てに対する理解や協力を働きかけ、男女がともに子育ての楽しさと難しさを共有することができる就労環境の整備に努めます。

### 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

子どもの健やかな心身の成長は、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・増進、疾病の予防や早期発見に対する体制の充実を図るとともに、子育てや子どもの心身の健康に関する相談や情報提供に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

また、将来、生活習慣病になることがないように、幼少時からの食生活・生活習慣や、思春期における性感染症や薬物使用などに関する正しい知識の普及・啓発に努め、子どもを含めた市民に対する保健予防を推進します。

さらに、一人ひとりに合わせたきめ細かな保健サービスの提供とともに、必要な時に適切な医療が受けられるよう、小児医療体制の充実を図り、保健・医療の連携を強化します。

### **基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】**

これからの未来を担う子どもたちが個性を生かし、多様な能力を育むことができるよう、学校・幼稚園においては、子どもの個性を重視し、子どもが主体的・自律的に行動できる力を養う創意工夫のある教育内容の充実を図るとともに、地域に開かれた学校・園づくりを推進します。

また、次代の親を育成する観点から、子どもや家庭をもつことの意義や重要性について理解を深めるため、子どもの発達段階に応じ適切な子育てができるよう、親子のきずなを深める体験・交流活動などの機会の充実を図ります。

### **基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】**

子どもが安心して過ごせる、また子どもを安心して生み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全・安心な地域社会の形成が重要です。住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

また、子どもをはじめ、地域の人すべてが安全に、かつ安心して外出し、様々な社会活動に参加できるよう、道路交通環境の安全確保をはじめ、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化などの環境整備を推進します。

### **基本目標5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護対策】**

社会問題化している児童虐待への対応については、家庭・地域・学校など様々な場面において、子どもの権利に対する理解を深め、虐待の防止に努めるとともに、子どもの人権が侵害されないよう、適切な対応を図る相談支援体制など対策の充実を図ります。

また、最近、増加しているひとり親家庭の日常生活全般における精神的・経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭が経済的基盤を確立し、自立した生活を送ることができるよう、きめ細かな福祉サービスの充実を図ります。

さらに、障害のある子ども一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう、福祉、医療、教育等の各分野が一体となり、社会全体として障害のある子どもたちの自立を生涯にわたって支援する体制づくりを図ります。

### 3 主な視点

平成 15 年 7 月に成立した、「次世代育成支援対策推進法」の第 8 条第 1 項の規定により行動計画策定指針が設けられ、前期計画は 8 つの視点に基づき策定されました。その後の社会情勢の変化に伴う見直しが平成 21 年 3 月に行われ、新たな視点を加えた、以下の 9 つの基本的視点が後期計画には求められています。

#### (1) 子どもの視点

子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くは子ども自身であることから、次世代育成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

#### (2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

#### (3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

#### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

## (5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

## (6) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもが抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

## (7) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う様々な地域活動団体、社会福祉協議会や様々な民間事業者、主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者をはじめとする市民も多いことから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要です。

## (8) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

## (9) 地域特性の視点

都市部と農山漁村の間の相違をはじめ、人口構造や産業構造、さらには社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

## 第4章 施策の展開

基本理念

基本目標

推進施策

子どもと地域が伸び伸び育つまちづくりを目指して

① 地域における子育て・  
子育ての支援  
【地域で子育て】

- 1-1 子育て支援サービスの充実
- 1-2 保育サービスの充実
- 1-3 保育所における質の向上
- 1-4 子育て支援のネットワークづくり
- 1-5 児童の健全育成活動の推進
- 1-6 子育てと仕事の両立のための取組の推進

② 母性並びに乳児及び  
幼児等の健康の確保  
及び増進【母子保健】

- 2-1 子どもや母親の健康の確保
- 2-2 母子保健と児童福祉の相互協力
- 2-3 「食育」の推進
- 2-4 思春期保健対策の充実
- 2-5 小児医療の充実

③ 子どもの心身の健やかな  
成長に資する教育  
環境の整備【教育】

- 3-1 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備
- 3-2 家庭や地域の教育力の向上

④ 子育てを支援する  
生活環境の整備  
【子育てバリアフリー】

- 4-1 安心して外出できる快適な環境の整備
- 4-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

⑤ 要保護児童への対応  
などきめ細やかな取組  
の推進【要保護対策】

- 5-1 児童虐待防止対策の充実
- 5-2 ひとり親家庭等への子育て支援の推進
- 5-3 障害児事業の充実
- 5-4 発達支援の取組

## 基本目標 1 地域における子育て・子育ての支援【地域で子育て】

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもたちは、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校などで、様々な人たちと関わりながら成長します。地域ぐるみで子育てを支援して子どもの育ちを見守るといった連帯意識は、重要な子育て力であると考えられています。しかし、少子化や核家族化の進行により、地域と子育てのつながりは弱くなっており、子育てに不安や負担を感じ、社会から孤立する状況も少なくありません。

地域ぐるみで子育てを支援することは、子どもを育てる親に対して育児知識を提供し、見守りによる安心感を与え、子育ての負担や不安を軽減するなど、家庭の子育てを支援する役割を果たすとともに、地域の子ども同士・親同士、さらには高齢者をはじめとする世代を超えた様々な交流が、子どもの育つ力そのものを支援する力となります。

すべての家庭が安心して子育てできるよう、支援サービスや保育サービスの充実、また子どもや子育て家庭に対する見守りや様々な地域活動を通じ、人と人のつながりを大切に、地域全体で子どもを育てる体制づくりが必要とされています。

また、女性の高学歴化や就業構造の変化、生活水準向上への意欲等の理由から女性の社会進出が進みつつありますが、家庭の負担のほとんどを女性が担っているのが現状です。社会の中では、男性は仕事を優先するという考え方がいまだ根強く残っていると言えます。

会社や社会において、子どもを育てる責任と喜びを分かち合うためには、男性も含めた働き方の見直しを進めるとともに、職場優先の考え方や固定的な性別役割分担意識を見直し、男女がともに仕事と家庭が両立するような多様な働き方を選択できるよう、社会全体で積極的に支援する必要があります。

そんな中、平成19年12月に今後の我が国の少子化対策の要となる「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、「就労」と「結婚・出産・子育て」の二者択一構造の解消のためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

そのため、仕事をもつ親が子どもを安心して生み育てられるよう、安心して預けられる、利用しやすいきめ細かな保育サービスの提供を進めるとともに、勤労者や事業主双方の意識啓発を推進するため、広報や啓発、情報提供等を関係機関と連携しながら取り組んでいくことが大切です。

さらに、出産や育児に要する費用をはじめとして、子育てには多くの費用が必要です。このような経済的負担が大きいため、希望する子どもの数が持たなくて、子どもを持つこと自体をためらう場合もあり、それが少子化の一因とも考えられています。

育児にかかる費用の負担軽減のための施策の充実、昨今の厳しい経済情勢の中、家庭における子育て支援の重要課題の一つとなっています。

また、平成20年3月28日に公布された保育所保育指針において、保育の内容の質を高める観点から、保育所における取組の充実・強化がより一層求められています。このような背景を踏まえ、国の「新待機児童ゼロ作戦」においては、各地域の実情を考慮した保育所における質の向上のための取組について支援することとされており、次世代育成支援対策を進める上で、保育の質を向上させていく視点を重視することが求められています。

## ◆◇具体的施策◇◆

### 【1-1】子育て支援サービスの充実

#### ★ 子育て・子育てに関する経済的支援

##### ■ 乳幼児医療費助成

<国保医療課>

乳幼児の保護者が乳幼児に係る保険給付につき、一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を入院・外来とも小学校就学前まで助成します。

対象年齢・給付割合・所得制限などの給付条件について、県の補助基準や県内各市の状況をみながら、今後も継続していきます。

##### ■ 母子家庭等医療費助成

<国保医療課>

母子家庭の児童及び配偶者のいない女子・準母子家庭の児童及び祖母又は姉等が療養につき一部負担金を負担する場合において、一部負担金に相当する額を家庭主等に助成します。

給付条件については県の補助基準や県内各市の状況をみながら、今後も継続していきます。

##### ■ 幼稚園就園奨励事業

<学校教育課>

所得状況に応じた保護者の経済的負担の軽減と、公・私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を目的に、幼稚園の入園料及び保育料（授業料）を軽減しており、今後も継続して実施します。

## ■ 奨学金貸付事業

<学校教育課>

### ○ 高校奨学金

保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により高校修学が困難な方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。

### ○ 大学奨学金

保護者が西条市在住の方で、他の奨学金等を受けることができず、経済的理由により大学修学が困難な4年制以上の大学の正規の修学期間に在学中の方を対象に、奨学金を無利子で貸与しており、今後も継続して実施します。

## ■ 就学援助事業

<学校教育課>

生活保護法に基づく教育扶助受給者に準ずる程度の経済的困窮世帯の児童及び生徒について、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」等に基づき、学用品費、給食費等の援助を行っており、今後も継続して実施します。

## ■ 特別児童扶養手当

<社会福祉課>

在宅の身体障害や知的・精神障害の児童を養育する父母等を支援するため、障害児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

## ■ 障害児福祉手当

<社会福祉課>

在宅の重度の身体障害や知的・精神障害で、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

## ■ 出産育児一時金

<国保医療課>

西条市国民健康保険被保険者の出産に対し、現在、1児あたり39万円（産科医療補償制度に加入している場合は、42万円）を世帯主に支給しています。

国の動向及び他の健康保険制度との整合性に配慮し、適宜支給額を見直しながら、今後も継続していきます。

## ■ 保育所保育料の軽減

<女性児童福祉課>

国基準の徴収基準額よりも、保育料を低く設定して、保護者の負担を軽減します。西条市では、第3子の保育料無料化等の軽減措置を、国よりも、早い時期から実施してきました。

今後も、引き続き事業を実施し、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

## ■ 子ども手当支給（新規）

＜女性児童福祉課＞

子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会を構築するため、平成 22 年 4 月分から子ども手当を創設し、中学校修了前の児童を養育している方に手当を支給します（所得制限なし）。出生、転入者等については、担当課窓口と連携を密にし、手続きの案内を行い、子ども手当の支給漏れを防ぎます。

## ★ 地域における子育て支援サービスの充実

### ■ 子育て支援拠点事業の充実

＜女性児童福祉課＞

#### ○ 地域子育て支援センターの推進

地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭の子育て不安等に関する相談指導や地域の保育資源の情報提供を行い、子育て家庭の不安や負担の軽減に努めるとともに、子育てサークル等の育成・支援及び、特別保育事業の積極的な実施及び普及を促進し、子育て中の親を支援します。

また、保育園や幼稚園に入所していない親に対する支援も重要であると考えており、地域子育て支援センターにおいて、これまで以上に相談事業や情報提供を行うとともに、交流の場を提供していきます。

#### ○ つどいの広場の開設（新規）

子育て中の親と子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を、買物時に気軽に立ち寄れる商店街などに設けて、子育て等に関する相談などを実施し、子育て中の親を支援します。

前期計画で達成できなかった目標事業であることから、現在 5 か所ある地域子育て支援拠点を将来的には、地域子育て支援センターと併せて、10 中学校区に 1 か所ずつ設置する目標を立てており、新たにつどいの広場を開設します。

### ■ 放課後子どもプランの推進

＜社会教育課、女性児童福祉課＞

平成 19 年度より、スタートした「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末等に子どもたちが安全で安心して、健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものです。

#### ○ 放課後子ども教室推進事業

小学校 1～6 年生までを対象に、学校の余裕教室や公民館を利用して、放課後や週末等に、PTA や地域のボランティアの方々の協力を得ながら、学習やスポーツ、文化活動を行い、異年齢の児童や地域の住民との交流を通して、子どもたちがしっかり育つように地域ぐるみで取り組み、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。現在、13 教室で実施していますが、今後は実施個所を増やすとともに、放課後児童クラブとの連携を図りながら、継続した事業の実施に取り組みます。

## ○ 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学3年生までの児童（障害児は6年生まで）に対し、授業のある日については放課後から18時まで、学校休業日については8時30分から18時までの間、小学校の余裕教室、児童館等を利用して遊びと生活の場を提供しています。

利用児童数は、地域によって偏りがあるものの、近年全般的に増加傾向にあり、今後の施設整備については、平成19年10月に国から示された放課後児童クラブガイドラインによる大規模児童クラブ（71人以上）の解消を含め、より多くの児童を受け入れるため、計画的に実施していきます。また、障害児の利用も増えてきていることから、障害児受け入れのための研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。

利用料については、現在、無料で実施していますが、今後も継続して事業を実施していかなく、保育サービスの充実及び働きながら子育てをする家庭の経済的負担を考慮し、事業を実施していきます。

## ■ ファミリー・サポート・センター事業

<女性児童福祉課>

平成19年7月1日より開所され、育児の援助を行う人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（依頼会員）が会員となり、お互いに助け合う組織で、保育所や児童クラブ室までの送迎や保育所や児童クラブ室閉所後の一時的な預かり等を行っています。

提供会員、依頼会員の募集を随時行っていますが、地域（会員の住所）に偏りがあり、依頼会員の希望に沿わない場合や、提供会員の活動者が一部の人に偏る傾向にあることから、今後も事業のPRに努め、会員数の拡大を図ります。

## ■ 児童館管理運営事業

<女性児童福祉課>

子どもたちに遊び場と遊びを提供し、遊びを通して児童の健全育成を支援するとともに、子育てに関する保護者の情報交換の場、地域児童福祉の拠点施設として、現在、西条児童館、西条西部児童館、東予西児童館、丹原児童館の4児童館を開設しています。

### 〔事業内容〕

1. 子どもたちの生活内容をより豊かにし、創造活動や、仲間で楽しく遊ぶ喜びを知る場になるように、児童の個別的・集団的指導を行います。
2. 遊びを通じて運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得などにより体力増進を図るとともに情緒を豊かにし、心身ともに健やかな子どもに育てます。
3. 児童を対象とした各種クラブ活動、母親を対象としたサークル活動や育児相談等を通じて、地域の子育てセンター的な役割を發揮し、子育て家庭の支援を行います。

児童館活動のさらなる充実と、児童の発達段階や状況に応じたきめ細かな児童館運営を実現していくため、児童厚生員のスキルアップを図るとともに、組織的な管理運営体制の充実を図ります。また、市内各地域間のバランスに配慮し、施設整備についても検討します。

■ 幼稚園と保育園の連携（幼保一元化・一体化への取組） <学校教育課、女性児童福祉課>

就学前に、幼稚園で実施する幼児教育と保育園で実施する保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の実施に向けて、職員配置や施設整備などのあり方を検討するものです。

具体的な施策としては、幼保一元化のモデル事業である「認定子ども園」があり、今後、私立幼稚園、私立保育園を含めて、実施を検討しますが、費用や実施時間といった面では、解決しなければならない問題もあるため、幼保一元化・一体化に関する国の動向にも注視しながら、適切な実施の検討に努めます。

■ 子育て・子育て等に関する啓発事業 <女性児童福祉課>

インターネットによる保育サービスや保育所の入所状況、子育て支援施策の現状等について、情報提供を行います。また、子育てハンドブックを作成し、子育て支援策に関する情報提供を行っています。

今後とも、子育て支援策について様々なメディアによる啓発に努めます。

■ 子育て支援託児事業 <女性児童福祉課>

「地域子育て」の環境づくり及び充実を図るため、文化会館などの公共施設で実施される講演会や研修会、小学校でのPTA総会や公民館での子育て講演会などの会合等の際に、保育サポーターによる託児を実施します。

今後は、保育サポーターの確保に努め、より利用しやすい事業の実施に努めます。

■ 読み聞かせ事業 <図書館>

乳幼児からの読書支援事業の一環として、地域の読み聞かせボランティアによる乳幼児から小学生低学年を対象にした絵本の読み聞かせや紙芝居、パネルシアター等の実演による「おはなし会」を定期的実施しています。

今後は、これら事業を継続して実施するとともに「親子で楽しむおはなし会」の充実にも努めます。



イラスト わたなべあみ

## 【1-2】保育サービスの充実

### ■ 通常保育

＜女性児童福祉課＞

公立 11 か所、私立 17 か所において、良好な保育環境を促進するため、保育施設の整備を促進するとともに、待機児童が出ないよう適切な定員数を定めます。

### ■ 延長保育

＜女性児童福祉課＞

保護者の就労時間、勤務時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童を対象に、11 時間の保育所開所後、1 時間の延長保育を実施しています。現在、市内 10 保育所で実施していますが、利用の要望が多いことから、今後、実施保育所を増やします。

### ■ 一時預かり事業

＜女性児童福祉課＞

保護者の勤務形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童や、保護者の傷病や入院、育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により、緊急または一時的に保育が必要となる児童を、保育所で一時的に保育しています。

利用が多いことから、今後の実施にあたっては、実施保育所を増やすとともに、専用の保育室、職員の確保に努めます。

### ■ 特定保育

＜女性児童福祉課＞

市内在住の児童で、保護者の勤務形態等により、家庭における育児が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童を、保育所で一時的に保育しています。

一時預かり事業と一緒に実施しており、特定保育としての利用者は減少傾向にありますが、今後の一時預かり事業の利用状況をみながら、事業の実施について検討します。

### ■ 障害児保育

＜女性児童福祉課＞

保育に欠ける障害児で、保育所で行う保育になじむ者について、保育所に入所させ健常児とともに集団保育をすることにより、障害児の福祉の増進を図ります。

その際、障害児に対して個別に配置した加配保育士が個別の指導計画を作成し、特別支援の推進を図ります。

また、障害児保育に対する専門的な知識の研修等を実施し、保育士の質の向上を図ります。

### ■ 休日保育

＜女性児童福祉課＞

保護者の就労形態の多様化により、市内の保育園に入園している児童の休日における保育を実施します。

実施保育所以外からの利用希望があることから、該当保育所との連携を強化します。

■ 病児・病後児保育事業（乳幼児健康支援デイサービス事業） <女性児童福祉課>

現に保育所等に通所中の児童が病気又は病気の回復期であり、保護者が勤務の都合等により家庭で育児を行うことが困難である児童を対象に、集団保育の困難な期間、市が一時的にその児童のデイサービスを行います。

今後は、利用児童の多いときの保育士の配置を見直し、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成を図ります。

また、保育所が医療機関と連携して実施する病児・病後児保育事業についても検討します。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） <女性児童福祉課>

保護者の疾病またはその他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、保護を適切に行うことのできる施設（里親、児童養護施設等）において一定期間、養育・保護を行います。

■ 夜間保育 <女性児童福祉課>

保護者の就労等による保育ニーズを把握し、実施の検討を行います。

■ 幼稚園における預かり保育 <学校教育課>

私立幼稚園において、働く女性の増加や就労形態の多様化等に対応するため、園児の保護者が就労、疾病、家族の介護等により園児の保育ができない場合に、正規の教育終了後や長期休みに教育、保育活動を行う事業である預かり保育を実施しており、今後も継続して実施します。

■ 保育所における低年齢児保育 <女性児童福祉課>

市内すべての保育所で、0歳児からの保育を実施しています。近年、低年齢児の入所者が増えていることから適切な保育ができるよう保育士を配置し、低年齢児保育の充実を図ります。

■ 広域入所の実施 <女性児童福祉課>

里帰り出産や勤務地などの理由により、他市の保育所へ、または、他市から市内保育所への入所を実施しています。

低年齢児については、市内児童の入所が困難な状況になりつつあるため、他市からの受け入れについても考慮します。

■ 保育所地域活動事業 <女性児童福祉課>

保育所が地域の人々と交流し、児童がしっかり育つように地域ぐるみで取り組む事業として、世代間交流等事業、異年齢児交流等事業及び育児講座、育児と仕事両立支援事業を、公私立保育所合わせて25か所で実施しており、今後とも継続して実施します。

#### ■ 私立保育所施設整備補助

〈女性児童福祉課〉

国や助成団体の補助対象となる事業について、補助基準額の4分の1を限度として補助しています。今後も、私立保育所の整備計画を把握し、計画的に実施していきます。

#### ■ 私立保育所遊具等整備補助

〈女性児童福祉課〉

市内の私立保育所に対して、日常児童の保育に使用する遊具等の整備に要する費用の一部を補助します。今後も私立保育所の施設充実のため、継続して実施します。

### 【1-3】保育所における質の向上

#### ■ 保育実践の改善・向上

〈女性児童福祉課〉

保育所では、養護及び教育を一体的に行うという保育の特性を生かしながら、常に保育の内容や方法を見直し、自己評価を基盤とした客観的な第三者評価を実施するなど、その改善・向上を図ることが必要です。

そこで、保育所での業務の効率化のために情報技術の活用を図ります。

また、保育所が、地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、要保護児童対策地域協議会など地域の関係機関と積極的な連携や協力を図り、保育所の改善・向上を目指します。

#### ■ 子どもの健康及び安全の確保

〈女性児童福祉課〉

保育所では、子どもが健康で安全に生活できる場となる必要があります。

そこで、保育所では障害のある子をはじめ特別の支援を要する子どもの保育に関して、地域の関係機関等との連携を図り、適切な保育が受けられるよう必要な支援を実施します。

また、要保護児童対策地域協議会やすこやか親子推進連絡会議など地域の関係機関等と積極的な連携や協力を図り、保育所が、健康で安全に生活できる場であるよう努めます。

#### ■ 保育士等の資質・専門性の向上

〈女性児童福祉課〉

保育所では、保育士等が資質や保育の専門性を高め、質の高い人材を確保する必要があります。

そこで、国が体系化する予定の研修ガイドラインを参考にして、保育所の職員に対する研修内容の充実を図るとともに、外部の専門家を恒常的に保育所が活用するなど、研修体制の充実を図ります。

#### ■ 保育を支える基盤の強化

〈女性児童福祉課〉

保育所において、保育の改善・向上や子どもの健康・安全の確保、保育士の質の向上を図るなどの取組を支えるため、保育所の保育環境の改善・充実を図ります。

例えば、保育所が、保育実践に関する専門的な人材や地域において子育て支援にかかわる人材を活用して様々な取組を行うことができるよう、人材の確保や必要な調整を行います。

## 【1-4】子育て支援のネットワークづくり

### ■ 子育てハンドブックによる情報提供

＜女性児童福祉課＞

子育て支援策の実践事例集として、また子育てをされている方やこれから子育てをされる方の情報誌として、保健・医療、福祉、教育などの各種施策の紹介、また各種相談窓口、保育所や児童館等の施設、子育てマップなど出産や子育てに関する最新情報を掲載している子育てハンドブックを毎年、更新作成しています。母子手帳交付時や転入手続時等に配布するとともに、公民館や支所等の窓口などの公共施設に設置しています。

年1回の発行では、最新情報になっていない施策があることから、内容に変更のある施策については、情報の提供方法を工夫していきます。

### ■ 保育サービスネットワーク連絡調整会議

＜女性児童福祉課＞

保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく対応できるシステムを構築し、並びに当該システムの効率的な活用を図るため、平成17年度に、愛媛県子育て支援担当部署、西条市子育て支援担当部署、地域子育て支援センター、保育所、病後児保育実施機関、ファミリーサポートセンターによる「西条市保育サービスネットワーク連絡調整会議」が設置されました。

保育サービスの効率的かつ効果的な実施のための、連絡調整や、サービス内容・利用状況等のホームページによる提供、利用者に対する利用実態調査の実施を行っています。

今後も、実施機関の間での連携を推進していくとともに、コーディネーター的な組織（人）の整備を推進し、保育サービスの充実を図ります。

## 【1-5】児童の健全育成活動の推進

### ■ 青少年育成センター事業の推進

＜学校教育課＞

地域の青少年育成団体等の関係機関と連携・調整を行い、青少年の非行防止や教育相談を受け付けるとともに、情報資料の整備・啓発を図り、青少年の健全育成活動に取り組みます。

### ■ 家庭児童相談室事業

＜女性児童福祉課＞

「西条市家庭児童相談室設置要綱」により家庭児童相談員2名を配置し、家庭内における児童虐待、非行、児童の養育問題など、年間延べ約2,000件の様々な相談業務について、児童相談所や関係機関・団体と連携しながら幅広く対応しています。

相談件数は若干減少傾向にあるものの、児童や子育てを取り巻く環境が多様化、複雑化する中で、家庭児童相談室の役割はますます重要になってきていることから、保育所、幼稚園、小中学校、その他要保護児童支援機関等と密接な連携を取り、相談業務の充実を図ります。

■ ハートなんでも相談員設置事業

<学校教育課>

市内の小中学校に児童生徒、保護者、教員等に対して相談活動を行うハートなんでも相談員を設置しています。

今後も継続して、相談活動を行い、問題行動や不登校の未然防止並びに早期発見・解決に努めます。

■ いじめ・不登校対策の充実

<学校教育課>

ハートなんでも相談員、青少年育成センターにおいて、いじめ・不登校等の悩みの相談を実施するとともに、適応指導教室により教育相談、不登校生への対応を実施しています。

今後も、関係機関との連携を深め、問題の早期発見・早期解決を図ります。

■ 青少年健全育成協議会の活動

<学校教育課>

西条市青少年健全育成協議会は、青少年の健やかな成長と発達を目指す地域の育成組織が相互に連携を深め、青少年を育てる諸活動を推進し、明るく住みよいまちづくりに努めます。

■ 愛護班連絡協議会の活動

<社会教育課>

西条市愛護班連絡協議会は、会員相互の連携を深めながら、関係組織と協力のもと、自分の子、他人の子のへだてなく、地域をあげて青少年の健全育成活動を推進します。

■ 西条市PTA連合会の活動

<社会教育課>

西条市PTA連合会は、会員の子育てに対する意識と教養の向上に努めるとともに、学校や家庭、地域社会と連携を図りながら、児童・生徒の健全育成を推進し、「心豊かでたくましい西条っ子」の育成に努めます。

■ VYS活動支援事業

<女性児童福祉課>

「西条市VYS連合協議会」は、「花いっぱい運動」「清掃奉仕活動」「夏期研修会」「レクリエーション大会」「ソフトボール交流会」「クリスマス会」「もちつき大会」などの事業を実施し、青少年の健全育成に努めます。

## 【1-6】子育てと仕事の両立のための取組の推進

### ■ 働き方の見直しについての意識啓発

＜総務課、商工労政課＞

「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要となっています。

そこで、市民に対し、男女共同参画セミナー等を開催し、男女の役割分担意識の是正や、ワーク・ライフ・バランスの推進など、意識啓発や情報提供を行っています。男女共同参画の観点や雇用の観点など、関係する機関が連携して、さらにワーク・ライフ・バランスを推進するため、今後も継続して、男女共同参画セミナー等を開催するとともに、育児期間中等の勤務時間の軽減、育児休業を終えた後の再雇用制度の推進など「働き方の見直し」について意識啓発を図ります。

さらに、男女が家事・育児などの家庭や社会のあらゆる分野で責任と喜びを分かち合うとともに、結婚・出産時においても継続して働くことができるよう、勤労者や事業主に対し、ホームページなどを通じて仕事と家庭の両立を促進するための意識啓発活動を推進します。

### ■ 子育てしやすい職場環境づくりの推進

＜商工労政課＞

仕事と出産・育児が両立できる職場環境づくりに向けて、ポスターやパンフレットの掲示、ホームページ等を活用し、企業や市民に対して育児・介護休業制度などの広報・啓発活動を推進します。

### ■ 子育てと仕事の両立支援

＜女性児童福祉課＞

延長保育、一時預かり、障害児保育、休日保育、病児・病後児保育、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、仕事をしながら子育てをしている方の多様な保育ニーズを把握し、保育所等における保育サービスや子育て支援サービスの充実を図るとともに、近年、増加傾向にある低年齢児（0～2歳）保育の受け入れについても適切に対応します。

また、これらの保育サービスに関する市民ニーズについて、即時に、支障なく効率的に対応できるように「西条市保育サービスネットワーク連絡調整会議」を活用し、関係する実施機関の間での連携を推進します。

さらに、子育て情報サイトの一層の充実を図り、企業や関係団体等も含めて、地域において実施している様々な子育て支援情報を提供します。



イラスト わたなべるみ

## 基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【母子保健】

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもの健やかな成長のためには、子どもとその親がともに健康で過ごすことのできる環境を整備することが不可欠です。

特に、妊娠期の女性は、生まれてくる子どものためにも、健康に対する十分な注意が必要です。また、生まれてきた子どもの健康管理、母親などへの情報提供など、母子保健サービスの充実が求められています。

しかし、子どもは乳・幼児期から児童期へと、活動の場を広げることにより健康に対する様々な問題が発生します。特に近年では、生活習慣病の低年齢化など、新たな問題も生じており、各年齢に応じたきめ細かな健康管理が必要になります。

こうしたことから、病気や障害の早期発見だけでなく、育児不安の軽減・解消、近年大きな社会問題になってきている児童虐待防止の観点からも、関係機関と連携した医師、保健師などによる健康診査や相談など発達年齢に応じたきめ細かな指導が大切です。

また、母子保健の国民運動計画として展開している「健やか親子21」については、本計画とともに両計画を一体的に推進することが目標の達成に効果的であると考えられることから、平成22年度までとされていた「健やか親子21」の計画期間を4年延長し、本計画に合わせて平成26年度までとします。この中で、例えば、乳幼児健診は、ほとんどの母親が子どもを連れてくる場であるため、地域との出会いの場とする等、地域全体の子育て支援施策の中でどうあるべきか、広い視点をもって考えることが必要となっています。

さらに、小児医療については、子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられるような整備が必要とされており、その体制は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであるため、医師会等関係機関との連携を図りながら小児医療の充実・確保に努める必要があります。

小児救急医療については、初期小児救急は在宅当番医制により、二次小児救急は病院群輪番制による当直またはオンコール制により対応していますが、子育て環境の充実を図るためにも、小児科医の確保と小児救急体制の一層の充実を図ることが重要です。

## ◆◇具体的施策◇◆

### 【2-1】子どもや母親の健康の確保

#### ■ 母子保健推進体制（すこやか親子推進連絡会議） <健康増進課>

すべての親と子の健康や生活環境の向上を図るため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が相互に連携し、ネットワークの構築を行い、地域支援体制づくりに努めます。

#### ■ 妊婦健診 <健康増進課>

妊婦の健康管理に役立てるよう、母子手帳交付時に受診票 14 枚（平成 21 年 4 月より拡充）を発行し、県内委託医療機関等において個別健診を実施しています。

今後も、母子手帳交付時・両親学級等において健診の受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

#### ■ 乳児健診 <健康増進課>

育児のしおり交付時に乳児 1 人につき受診券 2 枚を発行し、県内委託医療機関で個別健診を実施しています。

今後も、育児のしおり交付時や 3 か月児健診や各相談等を利用して受診勧奨を行い、受診率向上に努めます。

#### ■ 3 か月児健診 <健康増進課>

生後 3 か月～4 か月の乳児を対象に、集団健診で問診、健康教育（離乳食）、身体測定、内科診察、保健指導およびブックスタート（図書館の職員による絵本の読み聞かせの指導）を実施するとともに、希望者には栄養相談を行っています。

今後も、育児のしおり交付時や赤ちゃん訪問時に 3 か月児健診について説明し、広報やホームページで健診日を周知するとともに、未受診児には電話連絡により、受診を働きかけ、受診率向上に努めます。

#### ■ 1 歳 6 か月児健診 <健康増進課>

1 歳 6 か月～2 歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、健康教育（歯科衛生士・保育士）身体測定、内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。

今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の 2 か月後にアンケートを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。

### ■ 3歳児健診

<健康増進課>

満3歳～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、問診、身体測定、健康教育（歯科衛生士・保育士）内科診察、歯科診察、保健指導を行い、必要時には栄養相談、歯科相談、心理相談を行っています。また、経過観察児については、電話連絡や訪問等によりフォローを行っています。

今後も、広報、健診カレンダー等により日程等の周知を図るとともに、未受診児に対しては該当月の2か月後にアンケートを郵送するなどして受診勧奨を行い、健診の受診率向上に努めます。

### ■ 乳幼児相談

<健康増進課>

希望者や健診未受診児を対象に、身体測定や生活・子育て・栄養に関する個別相談を行っています。

今後も、乳幼児の健やかな育ちを支援するとともに、子育てに関わる親の不安や悩みの軽減に努めます。

### ■ 子育て総合相談窓口事業（ぼかぼか広場）

<健康増進課>

特に育児不安の大きい産前産後における育児相談の充実を図るため、個別相談を実施しています。また、親子の遊びの場を提供することで、その中で情報交換や仲間との交流を促進し、楽しく子育てができるような環境を整備しています。

来所者の半数以上が個別相談を受けており、来所者同士の情報交換や交流の場となっていることから、今後も継続して育児不安の解消に努め、子どもの健やかな育ちを支援します。

### ■ 両親学級

<健康増進課>

初妊婦（第2回目には父親も参加）を対象に、中央保健センター・東予保健センターにて各4回コースで、栄養士による講話・調理実習、妊娠中の過ごし方や妊婦体験、お風呂の入れ方（沐浴実習）、お産の経過・産後の生活・育児についての講座、先輩ママとの交流、歯科健診などを行っています。

今後も継続して実施し、妊婦及びその配偶者に育児や分娩に関する適切な情報の提供と助言を行います。

### ■ 育児支援事業

<健康増進課>

乳幼児健診、関係機関からの紹介で、発達等における支援及び経過観察が必要な幼児とその保護者を対象に、教室の遊びや活動を通して、生活面及び療育面に関して指導や助言を行うことにより、幼児の健やかな成長発達を支援する目的で実施しています。

教室に参加する保護者に対して、情報の提供、保健活動の周知、心理的支援、地域での保健・医療・福祉の連携体制をつくる必要があると考えられることから、今後も関係機関と連携を図りながら支援します。

■ 乳幼児発達相談事業 <健康増進課>

乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。

今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。

■ こんにちは赤ちゃん事業 <健康増進課>

乳児がいる家庭（第1子・希望者）を保健師が訪問し、子育ての孤立を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスを提供することにより、子育ての不安感等を緩和し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。

今後は全乳児を対象に事業を拡大していく必要があることから、保健師のみではなく、子育て経験者など幅広く人材を発掘し、支援システム・連携体制の確立に努めます。

■ 家庭訪問指導事業 <健康増進課>

妊婦・産婦・新生児等で家庭訪問を希望する方や、乳幼児健診受診後経過観察及び未受診児への訪問指導を行い、支援に努めます。

■ 特定不妊治療助成事業 <健康増進課>

平成18年度から少子化対策の一環として、県が行っている助成金に加えて特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた方に対して5万円を上限として助成することにより、経済的負担の軽減を図り、望まれる妊娠・出産と子どもの健やかな成長を支援しています。

■ 妊婦歯科健診 <健康増進課>

妊婦を対象に、歯科衛生士による染め出し・ブラッシング指導及び、歯科医師による歯科健診（平成21年度から両親学級の4回目の中に入れて実施）を実施しています。

実施後のアンケートからも、妊娠中の歯の健康についての意識が高まったという記載が多くみられていることから、今後も継続して実施し、妊娠中や出産後も健康意識とともに予防行動がとれるよう支援します。

■ 予防接種事業 <健康増進課>

予防接種は、罹患しやすいあるいは重症化しやすい年齢を考慮し、できるだけ早期に接種しやすい体制づくりを進め、接種率の向上に努めています。

## 【2-2】母子保健と児童福祉の相互協力

### ■ 保育サービスと母子保健との連携

＜健康増進課、女性児童福祉課＞

母子保健に関わるスタッフと地域子育て支援センターのスタッフ等が連携し、身近な地域において家庭を見守る体制づくりを考えます。

また、子育て支援サービスや保育サービスと母子保健をつなぎ、点在化している資源を面的に整備し、ネットワーク化を図ります。

## 【2-3】「食育」の推進

### ■ 食育の推進

＜健康増進課＞

平成 22 年 3 月、西条市の豊かな水に感謝し、地元の新鮮で安全・安心な食材を活かして、みんなで楽しく食べることにより、生涯にわたって健康な心身と豊かな人間性を育むことを目的として、「西条市食育推進計画」（「食」から西条元気UP）を策定しました。

食育の推進にあたっては、家庭をはじめとして、学校、幼稚園・保育所、地域、食に携わるすべての人々と連携を図りながら、市全体で「食育」を総合的、計画的に推進していくために、西条市食育検討庁内連絡会において、情報交換や企画立案など計画の推進を図ります。

### ■ 保育所における食育の推進

＜女性児童福祉課＞

保育所給食担当者へ、保育所内での食育について栄養士による指導を行っています。また、保護者に対しては、給食試食会で食育の話を行うとともに、「給食だより」、「食育だより」を発行しており、今後も継続して食育の推進に努めます。

### ■ 学校教育における食育の推進

＜教育総務課＞

学校給食用の米は地元西条産米を使用し、学校給食週間（毎年 1 月 24 日～30 日）には、市内郷土料理、地元食材を使用した献立を立てるなど、地元食材を使用した給食を通じて地産地消を推進し、安心で安全な給食を児童生徒に提供します。また、地元食材を使ったレシピ集、リーフレットを作成し、小中学校等へ配布し、地元産食材の使用について啓発します。



イラスト わたなべらみ

## 【2-4】思春期保健対策の充実

### ■ 思春期保健対策の推進

＜学校教育課＞

各学校において正しい知識の普及を図り、関係機関との連携による講演会等などの開催により、性や性感染症、喫煙・薬物等に関する正しい知識のより充実した普及を図ります。また、心の問題についてはハートなんでも相談員、青少年育成センター等により対応します。

### ■ 次代の親づくりの推進

＜学校教育課＞

中学生の職場体験などで希望者による保育所、幼稚園での交流体験を実施し、勤労観や職業観の育成を図るとともに、子どもを生き育てることの意義や喜び、子どもや家庭の大切さを理解できるような教育、取組を推進します。

## 【2-5】小児医療の充実

### ■ 小児医療体制の充実

＜地域医療課＞

子どもの病気は急性疾患が多く病状が急激に変化しやすいため、いつでも安心して診療が受けられる診療体制の整備が急務となっていることから、小児医療体制の充実に努めます。



イラスト わたなべあみ

## 基本目標 ③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は最も重要なものです。家庭における養育機能の低下が懸念される中で、保護者が自信と責任を持ち家庭で子育てができるよう、多様な子育てに関わる情報や学習機会を提供し、家庭における教育問題に対応する相談体制の整備を図ることが大切です。

また、学校教育においては、近年のグローバル化、情報化、少子化など社会構造の急速かつ大きな変化や、人々の意識や価値観の多様化に伴い、保護者の要望はこれまでになく多様で高度なものになっています。

さらに、地域は、学校も家庭も含む子どもの生活基盤であり、成長の基盤です。しかし、個人中心の生活様式や学歴重視の社会状況の中で、子どもが地域の人や自然文化とふれあう機会が減少していると同時に、地域社会が地域の子どもを育てる力も弱くなってきています。

特に最近の青少年を取り巻く環境は、携帯電話やインターネットでの性や暴力に関する情報による犯罪が多発しています。また、様々なメディアによる著しく性的感情を表現したものや甚だしく恐怖感・粗暴性をそそる雑誌などの出版物、広告、ゲームなどが数多く出まわり、青少年の健全な成長を妨げる有害な環境になっています。

今後は、子どもたちがゆとりある教育環境の中で、基礎・基本の習得に加え、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができる教育環境の整備、また、家庭や学校、地域と連携して子どもを育てる環境づくりを推進することが大切です。



イラスト わたなべらみ

## ◆◇具体的施策◇◆

### 【3-1】子どもの生きる力に向けた学校の教育環境の整備

#### ■ 「確かな学力」と「豊かな心」の育成

＜学校教育課＞

児童生徒一人ひとりの自ら学び自ら考える力を育成するために、体験的な学習や問題解決的な学習を取り入れるなどして、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、「確かな学力」を育成し「生きる力」を育みます。

#### ■ 様々な教育の推進

＜学校教育課＞

幼稚園から小学校、中学校、高等学校で学ぶ子どもたちが、基礎・基本の習得に加え、主体性や創造性を発揮し、心豊かにたくましく「生きる力」を育むことができるよう、道徳教育、情操教育、福祉教育、防災教育、人権・同和教育、環境教育、情報教育、体験活動、学校図書館教育、食育、体力づくり、国際理解教育を推進します。

#### ■ 特別支援教育（障害児教育）の推進

＜学校教育課＞

子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの教育的ニーズに対応することができるきめ細やかな教育的支援ができるよう、就学相談の充実など特別支援教育の体制づくりを推進します。

また、市内小中学校の特別支援学級合同による野外活動を実施し、児童生徒の交流を図るとともに生活自立・機能訓練を推進します。

#### ■ 12歳教育の推進

＜学校教育課＞

防災を切り口として広く社会に目を向けさせ、防災に関する知識・技能、より確かな社会性を身につけることを目的に防災教育事業を推進します。

また、子ども防災サミットや防災キャンプなど、各学校の防災への取組等を報告したり、意見交換を行う中で、一人ひとりの判断力・思考力、より実践的な防災力を身につけさせるための各種体験学習を推進します。

#### ■ 学校評議員活動の充実

＜学校教育課＞

地域、家庭、学校との連携・協力を促し、信頼される学校づくりを進めるため、学校評議員制度の活用を図ります。

#### ■ 学校施設の整備（小中学校校舎等耐震改修事業）

＜教育総務課＞

小中学校の校舎等で昭和56年以前に旧耐震基準で建てられた建物について、耐震化の必要な建物を対象に、SRF工法による耐震改修工事を実施しており、今後も安心・安全な校舎となるよう耐震改修工事を進めていきます。

## ■ 幼児教育の推進

＜学校教育課＞

幼児教育は、次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身に付けられるよう、生涯にわたる人間形成の基礎を培う普遍的かつ重要な役割を担っています。また、学校教育の始まりとして幼児教育をとらえれば、幼児教育は、知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力などの「確かな学力」や「豊かな人間性」、たくましく生きるための「健康・体力」から成る「生きる力」の基礎を育成する役割を担っています。

そこで、これらの幼児期の特性を踏まえ、幼稚園と小学校との連携を充実し、よりよい教育環境の整備・充実を図り、豊かな心情や思考力の芽生え、健全な心身の基礎を培うとともに、人とかかわる力を養う幼児教育を推進します。

### 【3-2】家庭や地域の教育力の向上

## ■ ブックスタート事業の推進

＜図書館＞

毎月実施している乳幼児の健康診断のうち、3か月児健診の時に併せて、保護者と赤ちゃんに対し、絵本を贈呈するとともに、読み聞かせを行い、絵本の読み聞かせを介して、親子のふれあいのひとときを楽しむきっかけづくりと、絵本に親しむきっかけづくりの場を提供し、子どもたちの成長を支援します。

また、子どもの読書意欲の向上等の観点から、3歳児健診時または小学校入学時など、幼少期の節目の時期に、同種の内容で、本に親しむ機会をつくり、この事業の拡充を図ることについても、今後、研究・検討していきます。

## ■ 子育て学習講座

＜社会教育課＞

各小中学校での就学前健診時や参観日等に講師を派遣し、家庭教育や思春期の子育て等に関する講座、相談を行うことで、家庭での教育力の向上を図っています。

今後も様々な機会を利用して、家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。

## ■ 家庭教育の推進

＜社会教育課＞

P T A大会に講師を派遣し、家庭教育に関する講演会を開催しています。

子育ての基本は家庭であるということを保護者の方に認識してもらうためには、家庭教育に関する講演会の開催は有効な方法であることから、今後も引き続き実施していきます。

## ■ 親子ふれあい交流体験事業

＜社会教育課＞

P T Aが各学校で開催する体験活動を通じて、父親の子育て参加のきっかけづくりやP T A活動の活性化を推進します。また、希薄となっている親子関係を修復するとともに、親の大切さを学び、家庭教育力のさらなる向上を図るため、積極的な事業の実施を推進します。

## ■ 通学合宿事業

＜社会教育課＞

家庭を離れ公民館に宿泊し、異年齢集団による共同生活を行い、体験活動を行うことにより、子どもたちの自立性や協調性の意識の向上を図ります。また、運営に携わる地域の大人たちにも、教育の大切さや地域の子どもたちのすばらしさを感じていただき、地域教育力の向上を図ります。

## ■ 三世代交流事業の推進

＜社会教育課＞

公民館、交流センターなど地域の施設を活用し、高齢者などが地域行事や伝統的な遊びを継承するなど、三世代が交流する多様なふれあい・学習活動を推進します。

## ■ スポーツ・レクリエーション活動の推進

＜スポーツ健康課＞

石鎚山系元気ウォーキング大会など幼児から大人まで全市民参加型の事業を展開することにより、市民の健康増進による元気な人づくりを推進します。また、トップアスリートによる各種スポーツ教室を開催する次世代育成支援スポーツ事業や、市内全小学生を対象にちびっこ駅伝大会を開催するなど、次代を担う子どもたちの健全育成、競技力向上を図ります。

## ■ 郷土の歴史・文化とふれあう機会の充実

＜社会教育課、観光振興課＞

永納山遺跡や池の内遺跡の発掘、近藤篤山顕彰事業、十河信二記念館や四国鉄道文化館の開館などにより、郷土の歴史や伝統文化、郷土の偉人の業績などを学び、ふれあう機会が拡充されてきており、今後も継続して充実を図ります。



イラスト わたなべふみ ©fumiro

## 基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備【子育てバリアフリー】

### ◆◇現状と課題◇◆

子どもが健全に育つには、その生活が安全かつ安心できるものであることが不可欠であり、子育てをする上で、子どもを取り巻く生活環境はとても大切なものです。

子育て家庭を含むすべての地域の人が、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちの整備の推進を図る必要があります。

また、近年、近所の公園・道路（通学路）・空き地等などの生活の場で、子どもが事故や犯罪に巻き込まれる事例が報告されており、子どもたちが戸外で安心して安全に遊べる環境が損なわれつつあります。

子どもの交通事故防止のために、警察、保育所（園）、幼稚園、学校、地域などとの連携のもとに総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、保育所（園）や幼稚園、学校における交通安全教育や地域の交通安全運動を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。

さらに、子どもを犯罪から守るため、関係機関・団体同士が連携を強化し、犯罪に関する情報提供の徹底など、地域の人が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪等の被害から守ることができるような環境づくりを進めることが大切です。



イラスト わたなへるみ

## ◆◇具体的施策◇◆

### 【4-1】安心して外出できる快適な環境の整備

#### ■ 児童遊園地等設置・管理運営事業の推進

＜都市計画整備課＞

子どもが安心して遊べるよう、市内約 180 か所の公園、児童遊園地等の安全で適切な維持管理に努めます。また、公園内の遊具等の良好な維持管理にも努めます。

#### ■ 豊かな自然環境の保全と活用

＜環境衛生課＞

山・川・海と様々な自然が身近にあることを活かして、自然観察会、水と親しむ青空教室、カブトガニ探検隊などの、地域の自然に親しむことができる機会を設けています。

今後も様々な自然の姿を伝え、自然を大切にする気持ちを養っていけるよう継続します。

#### ■ 公共施設への授乳室の設置

＜女性児童福祉課＞

子育て支援の一環として、乳幼児を連れた保護者が安心して公共施設を利用できるよう、授乳やおむつ替えのできる授乳室を設置しており、今後も快適な公共施設の利用に努めます。

#### ■ 公営住宅への優先入居の促進

＜施設管理局＞

公営住宅において、多子世帯や母子世帯等の子育て世帯などが優先して入居できるよう、優先入居制度の促進に努めます。



イラスト わたなべらみ

## 【4-2】子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### ■ 子どもを対象とした防犯指導の推進

＜学校教育課＞

防犯指導の推進を図るため、各学校にスクールガード・リーダー等の派遣を行うとともに、関係団体との連携を図り、体制の強化を推進します。

### ■ 防犯機器等の整備

＜学校教育課＞

学校の教室等への防犯機器を設置するとともに、防犯笛を入学する小学1年生に配布するなど、防犯器具を配布し、子どもの安全確保に努めます。

### ■ 交通安全教室の開催

＜学校教育課、女性児童福祉課＞

学校及び児童館や保育所において、交通安全教室を開催します。今後も警察等関係機関と連携し、児童・生徒の交通安全意識の醸成を図ります。

### ■ 警察・学校・地域等関係機関とのネットワークの充実

＜学校教育課＞

各小中学校に設置された「児童生徒をまもり育てる協議会」による防犯活動の実施や、各中学校区の代表委員による「西条市児童生徒をまもり育てる協議会」を年2回開催し、情報交換を図っています。今後も関係機関との連携を図り、子どもを犯罪から守る体制を強化します。

### ■ 「まもるくんの家」設置事業の推進

＜学校教育課＞

子どもの登下校の際、危険を感じたとき逃げ込めるよう、商店、事業所、一般住宅等に協力を依頼し、「まもるくんの家」のステッカーを貼り、子どもの安全確保を図ります。

### ■ 防犯灯の整備促進

＜危機管理課＞

子どもたちなどの夕暮れ時や夜間の犯罪被害防止、歩行の安全確保を図るため、自治会等が設置、管理する防犯灯について設置費、器具取替費、維持費の一部を補助し、防犯灯の整備を促進します。

## 基本目標 5 要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進【要保護対策】

### ◆◇現状と課題◇◆

核家族化の進行と地域社会の連帯感の希薄化により、育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなってきています。このため、若い親は相談相手もいないまま子育てに取り組まなければならない、育児不安やストレスに悩む例が増えており、そうした育児不安を背景に、児童虐待などの大きな社会問題を招いています。

児童虐待に対しては、きめ細かな対策が求められており、子育て負担の軽減による虐待の予防、早期発見・早期対応を目指した市民への広報・啓発、相談支援体制の充実や保健、医療、福祉、教育、警察、司法など関係機関との連携をもとにネットワークを構築し、その対策に努めていく必要があります。

また、ひとり親家庭や障害児がいる家庭は、一般の子育て家庭に比べ、より多くの支援や配慮を必要とします。こうした状況を踏まえ、母子・父子家庭では、世帯の自立支援が重要な課題であり、障害児のいる家庭に対しては、きめ細かな育児相談や特別支援教育など、保健、医療、福祉、教育等の連携体制が求められています。特に、高機能自閉症やアスペルガー症候群など、知的障害を伴わない発達障害は一見して障害とは分からず、理解や支援が立ち遅れてきました。適切な対応が行わなければ二次障害にもつながるため、支援を必要とする子どもに適切な支援を行うことが求められています。

そこで、このような発達支援に対する取組として、乳幼児健診時における育児相談や保育所・幼稚園・小学校での特別支援を実施するとともに、保健・福祉・医療・教育・就労等の関係機関が連携して一貫した支援に取り組めます。

本市においては、ひとり親家庭や障害児がいる家庭への支援として様々な事業を実施していますが、コミュニケーション不足や情報不足などが懸念されることから、制度や事業の周知を図る必要があります。

また、児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、ニートやひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進するために「子ども・若者育成支援推進法」が、平成22年4月1日に施行されます。

「子ども・若者育成支援推進法」では、子ども・若者育成支援についての計画を市町村が策定するよう努めることを課しているため、本計画において子ども・若者計画を包含する計画とすることとしていますが、国の子ども・若者育成支援推進大綱や県の子ども・若者計画がまだ、策定されていないことから、今後、国の大綱や県の計画を勘案して、本計画の見直しを行います。

## ◆◇具体的施策◇◆

### 【5-1】児童虐待防止対策の充実

#### ■ 要保護児童対策地域協議会

〈女性児童福祉課〉

虐待をはじめとする要保護児童の早期発見及び迅速かつ適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的として、平成 17 年 8 月 1 日、要保護児童支援機関及び団体等で構成される「西条市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

協議会の中に「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を設置しています。

代表者会議	協議会の活動状況の報告や家庭児童相談室の相談状況の報告を行い、それらに対する評価や情報交換等を行います。
実務者会議	要保護者の実態把握、支援を行っている事例の総合的な把握、要保護児童対策を推進していくための啓発活動の検討など、要保護児童対策のための具体的な活動内容を行います。
個別ケース検討会議	要保護児童に直接関わりを持っている担当者や今後関わりを持つと思われる関係機関等の担当者により、具体的な支援の内容等の検討を行います。

深刻化する児童虐待問題に迅速的確に対応するため、家庭児童相談員など相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、相談体制の整備、関係機関の連携強化、協議会事務局機能の充実・強化を図ります。

### 【5-2】ひとり親家庭等への子育て支援の推進

#### ■ 母子生活支援施設管理運営事業

〈女性児童福祉課〉

経済的な理由などで、日常生活に困っている母子家庭またはこれに準ずる事情のある母子等を入所させて保護し、子育てや就職活動の助言をしながら、生活の自立に向けて総合的な支援を行うことを目的として施設を運営しています。現在、くるみ荘に 7 世帯、すみれ荘に 20 世帯の入所が可能です。

住宅が見つからない、生活が苦しいなどの理由で入所していますが、母子指導員等により自立に向けた指導助言を行うなど入所している母子家庭への支援を推進します。

#### ■ 母子自立支援員による自立支援

〈女性児童福祉課〉

母子自立支援員を設置し、母子家庭等に対する相談・自立指導、職業能力の向上、求職活動支援を行います。また、平成 19 年度から、個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を行っています。

求職に関しては、本人がすでにハローワークで求職活動をしていたり、就職による保育所入所の相談、児童扶養手当、母子医療など、本人がすでに担当課へ相談をしているケースが多く、母子家庭における各制度が周知されており、母子自立支援員に相談するケースは少なくなっていますが、今後も引き続き相談・指導を行い、母子家庭等の自立を促進します。

## ■ 母子家庭自立支援給付金（教育訓練、高等技能訓練）

＜女性児童福祉課＞

### ○ 自立支援教育訓練給付金事業

ホームヘルパー、医療事務など雇用保険制度の教育訓練給付制度のうち就職につながる市の指定する（厚生労働省指定）講座を受講した場合に、受講費用の20%を助成します。

### ○ 高等技能訓練促進費等事業

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士の専門的な資格を取得するため、2年以上専門学校に通う場合に、修学期間の全期間の生活費を助成します。今後も、制度の周知を図り、母子家庭の自立を促進します。

## ■ 母子福祉資金の貸付

＜女性児童福祉課＞

母子家庭や寡婦の生活の安定とその子どもの福祉の向上を図るため、子どもの修学、居宅の移転、就職するための技術の習得、事業の開始・継続や病気などで資金が必要なとき、資金を借りることができます。

母子家庭が増えてきている状況の中で、貸付相談が増えてきており、特に子どもの修学資金や就学支度金についての貸付が多くみられます。今後も、制度の周知を図り、母子家庭の自立を促進します。

## ■ 母子家庭・父子家庭小口資金貸付事業

＜女性児童福祉課＞

母子家庭の母または父子家庭の父が、生活や病気のため小口の資金を緊急に必要とする時に、一時的に貸付をする制度です。

今後とも、広報等を活用し市民への周知徹底を図ります。

## ■ 児童扶養手当支給

＜女性児童福祉課＞

母子世帯等の生活の安定と、自立を促進することを目的に、父母の離婚、父の死亡などによって、父と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

今後とも、広報等を活用し市民への周知徹底を図ります。

また、経済的に厳しい状況にある父子家庭が増えているため、平成22年8月から父子家庭へも母子家庭と同様の児童扶養手当を支給し、ひとり親家庭への経済的支援の拡充を図ります。

### 【5-3】障害児事業の充実

#### ■ 特別児童扶養手当（再掲） 〈社会福祉課〉

在宅の身体障害や知的・精神障害の児童を養育する父母等を支援するため、障害児と生計を同一とする父母又は養育者を対象に、児童が20歳に到達する月まで、手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

#### ■ 障害児福祉手当（再掲） 〈社会福祉課〉

在宅の重度の身体障害や知的・精神障害で、日常生活において常時介護を要する児童を支援するため、20歳到達の月まで手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

#### ■ 障害児通園事業（児童デイサービス） 〈社会福祉課〉

身体機能の発達の遅れやことばの遅れ等が懸念される学齢時前児童（長期休暇の場合は18歳未満の児童の利用可能）に対し、理学療法、作業療法士によるリハビリ訓練や元特別支援学級教諭、保育士等による療育訓練や集団遊戯、医師による診断等を実施することにより、障害の軽減や社会性の醸成を図ることを目的として実施しています。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

#### ■ 地域生活支援事業 〈社会福祉課〉

市内の障害者福祉施設を利用し、保護者が社会的理由等により、一時的に介護できない場合（日中一時支援事業：身体障害児、知的障害児等を対象とした宿泊なしのショートステイ／東予学園、星の里、ていずい）や特別支援学校、特別支援学級を利用する児童・生徒の放課後（タイムケアサービス事業／星の里、ていずい）の支援を行うものです。

今後については、地域性を考慮し、未実施の法人（施設）に対して、事業の開始に向けた協議を行い、事業の拡大を目指します。

#### ■ 補装具費や日常生活用具の給付 〈社会福祉課〉

障害の軽減や日常生活の利便性を向上するため、義肢、車椅子、補聴器等の補装具を購入するための補装具費を給付するとともに、介護用ベッド、特殊マット、痰吸引機等の日常生活用具を給付します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 在宅ねたきり等心身障害者(児)介護手当 <社会福祉課>

常時介護を要する在宅のねたきり等の重度障害者（児）を日夜献身的に介護されている方に対し、介護手当を支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

■ 障害者紙おむつ等の支給 <社会福祉課>

在宅の重度障害者（児）で、常時、紙おむつ等を使用している方に対し、紙おむつを支給します。

今後とも、広報を活用するとともに、障害者（児）相談支援センター、障害者団体及び関係施設等を通じて市民に周知徹底を図ります。

【5-4】発達支援の取組

■ 乳幼児発達相談事業（再掲） <健康増進課>

乳幼児健診において精神・運動発達面において経過観察の必要な乳幼児に対して、早期に適切な相談事業を行うことにより、乳幼児の健全な発達の促進・育成を図っています。

今後も継続して乳幼児発達相談を行い、経過観察の必要な乳幼児に対して専門機関・療育機関へ適切につなげていきます。また、幼稚園・保育園に通園している子どもについては園との情報交換や連携を図りながら、子どもの健やかな育ちを支援します。

■ 保育所・幼稚園での支援 <女性児童福祉課、学校教育課>

保育所や幼稚園への入所之际には、保育士の加配や支援員の配置について考慮し、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画を作成し、支援の充実を図ります。

■ 小学校での支援 <学校教育課>

各小学校に配置している特別支援コーディネーターを中心に、保護者、関係機関等と連携しながら、個別の指導計画、個別の支援計画を作成し、支援の充実を図ります。

■ （仮称）子ども支援対策室の設置（新規） <学校教育課>

子どもの発達に対する支援については、保健・福祉・医療・教育・就労等の関係機関が連携して一貫した支援をしていく必要があるため、幼児から概ね 18 歳までの子どもの療育を総合的に支援する（仮称）子ども支援対策室の設置を検討します。

## ■ 事業の数値目標

事業名	平成 21 年度 (現状値)		平成 26 年度 (目標値)	
通常保育事業 (認可保育所受入児童)	2,608	人	2,560	人
うち 3 歳未満児 (0~2 歳)	998	人	1,060	人
うち 3 歳以上児 (3~5 歳)	1,610	人	1,500	人
延長保育事業 (設置か所数、定員数)	10 120	か所 人	12 150	か所 人
一時預かり事業 (設置か所数、延べ利用人数)	5 5,633	か所 人日	7 6,970	か所 人日
休日保育事業 (設置か所数、定員数)	2 30	か所 人	2 30	か所 人
病児・病後児保育事業 【病児対応型・病後児対応型】 (設置か所数、延べ利用人数)	2 1,200	か所 人日	2 1,040	か所 人日
子育て短期支援事業 【ショートステイ事業】 (設置か所数)	2	か所	2	か所
地域子育て支援拠点事業 【ひろば型、センター型】 (設置か所数)	5	か所	8	か所
放課後子ども教室 (設置か所数)	13	か所	15	か所
放課後児童健全育成事業 (設置か所数、登録者数)	26 1,450	か所 人	26 1,400	か所 人
ファミリーサポートセンター事業 (設置か所数)	1	か所	1	か所

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進

#### (1) 関係団体等との連携

計画の推進は、行政だけでは困難であり、様々な分野での関わりが必要であることから、家庭をはじめ、地域、企業、その他の関係団体などとの連携・協働により取り組んでいきます。

#### (2) 計画内容の周知

広報紙やホームページ等の多様な媒体を活用し、計画の内容や進捗状況などの情報を公開し、広く市民への周知を図るとともに、これらに対する市民意見の聴取に努め、行動計画の推進に適宜反映していきます。

### 2 推進体制

本計画の基本理念「子どもと地域が伸び伸び育つまち」の実現のため、今後も、福祉・保健・教育・医療などの関係各課が連携し、全庁的な体制のもと、本計画の推進を図ります。

### 3 計画の進捗状況の管理・評価

#### (1) 計画の進行管理

計画の進捗管理については、前期計画と同様に、関係団体や学識経験者、市民代表等からなる「次世代育成支援対策推進協議会」において、計画の進捗状況を確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただき、その後の計画推進に反映していきます。

#### (2) 社会経済情勢等に対応した計画の推進

子どもや子育て家庭を取り巻く環境、社会・経済情勢、国の政策動向などの様々な状況の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、可能な限り着実な推進に努めます。

なお、計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するために必要に応じて適宜見直しを行います。

## 資料

### 西条市次世代育成支援対策推進事業実施要綱

#### (目的)

第1条 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、次世代育成支援対策推進行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

#### (次世代育成支援対策推進協議会)

第3条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条の規定に基づき、西条市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、西条市次世代育成支援対策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

- 2 推進協議会の委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員の定数は、16人以内とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 推進協議会の役員は、次のとおりとする。
  - (1) 委員の互選により、会長1人、副会長1人を選任する。
  - (2) 会長は、推進協議会を代表し、会務を総括する。
  - (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 推進協議会は、必要の都度会長が招集し、会長が議長となる。
- 8 会長は、会議で検討された事項のうち必要な事項について市長に報告する。
- 9 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は推進協議会において定める。

#### (次世代育成支援対策推進庁内連絡会議)

第4条 市長は、子育て支援等の次世代育成支援対策を推進するため、関係部署の職員を主体とした次世代育成支援対策推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、次に掲げる事務を行う。
  - (1) 次世代育成支援対策推進行動計画の策定に際し、素案を検討する。
  - (2) 次世代育成支援の推進のため、時代に即応した適切な施策を実施する。
- 3 連絡会議は、関係部署の職員を主体としたメンバーで構成し、おおむね10人とする。
- 4 会議は、原則として執務時間内に行う。

(事務局)

第5条 推進協議会と連絡会議の庶務は、保健福祉部女性児童福祉課において行う。

(次世代育成支援対策推進行動計画の策定)

第6条 市長は、次世代育成支援対策推進法の基本理念に則り、地域における子育て、親子の健康の確保、教育環境の整備、仕事と家庭の両立等について、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した次世代育成支援対策推進行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、行動計画の策定にあたっては、推進協議会の意見を聴取し、市民等の意見が反映されるよう努めるものとする。
- 3 市長は、行動計画を策定したときは、市民及び事業者等に周知し、理解と協力を促すものとする。
- 4 前3項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(実施状況の報告)

第7条 市長は、施策の実施状況等を必要に応じて推進協議会に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年11月25日から施行する。

(平成16年度における特例)

- 2 平成16年度に限り、第3条の規定の適用については、次のとおりとする。
  - (1) 第3条第1項の規定の適用については、同項中「西条市次世代育成支援対策推進協議会」とあるのは、「合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の区域ごとに次世代育成支援対策推進協議会」とする。
  - (2) 第3条第4項の規定の適用については、同項中「2年とする。ただし、再任を妨げない。」とあるのは、「平成17年3月31日までとする。」とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、改正後の西条市次世代育成支援対策推進事業実施要綱の規定は、平成17年4月1日から適用する。

## 西条市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	団体名、役職等	種別
◎福家良弘	西条市保育協議会 会長	子育て団体
飯尾慈章	西条市私立幼稚園協会	子育て団体
森本彩水	育児サークル「アンパンマン」 代表	子育て団体
竹本真喜子	西条市PTA連合会（小学校）	保護者
高橋美代子	西条市PTA連合会（中学校）	保護者
渡邊みどり	東予管内公立幼稚園PTA連合会 会長	保護者
井上芳春	西条市小学校校長会 会長（多賀小学校長）	健全育成
鈴木優子	西条市主任児童委員部会 部会長	健全育成
○高橋信晃	西条市青少年健全育成協議会 会長	健全育成
山田順	西条市VYS連合協議会 会長	健全育成
武方誠二	西条保健所健康増進課 課長	保健医療
宮島一郎	西条市医師会	保健医療
塩出景輔	西条商工会議所（青年部） 会長	企業
十亀博行	西条青年会議所 理事長	企業
大澤自聚	元県生涯学習推進講師	学識経験者
塩崎千枝子	松山東雲女子大学教授	学識経験者

（平成22年3月現在）（順不同）

# 次世代育成支援対策推進法

(平成 15 年 7 月 16 日法律第 120 号)

最終改正：平成 20 年 12 月 3 日法律第 85 号

第一章 総則（第 1 条—第 6 条）

第二章 行動計画

第一節 行動計画策定指針（第 7 条）

第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第 8 条—第 11 条）

第三節 一般事業主行動計画（第 12 条—第 18 条）

第四節 特定事業主行動計画（第 19 条）

第五節 次世代育成支援対策推進センター（第 20 条）

第三章 次世代育成支援対策地域協議会（第 21 条）

第四章 雑則（第 22 条・第 23 条）

第五章 罰則（第 24 条—第 27 条）

附則

## 第一章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第 3 条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 4 条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第 7 条第 1 項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

二 次世代育成支援対策の内容に関する事項

三 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 6 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

- 2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第12条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第16条第1項及び第2項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第3項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

(一般事業主行動計画の労働者への周知等)

第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 2 前条第4項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

- 3 前条第六項の規定は、同条第1項に規定する一般事業主が第1項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第13条 厚生労働大臣は、第12条第1項又は第4項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 2 項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第 18 条 国は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第四節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第五節 次世代育成支援対策推進センター

第 20 条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第 1 項の指定を取り消すことができる。

5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

### 第三章 次世代育成支援対策地域協議会

- 第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。
- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

### 第四章 雑則

（主務大臣等）

- 第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。
- 2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第7条第2項第三号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

- 第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

### 第五章 罰則

- 第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
  - 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
  - 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者
- 第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 一 第14条第2項の規定に違反した者
  - 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
  - 四 第20条第5項の規定に違反した者
- 第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条、第25条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第一号から第三号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第20条第2項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第5項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成17年4月1日法律第25号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第10条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則 (平成18年6月2日法律第50号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成18年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第62号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成13年法律第49号)第157条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第334条(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

## 附 則 （平成 20 年 12 月 3 日法律第 85 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 3 条及び第 9 条の規定 公布の日
- 二 第 3 条中次世代育成支援対策推進法第 4 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 22 条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第 2 条の規定及び第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 7 条から第 9 条までの改正規定並びに附則第 5 条及び第 17 条の規定 平成 22 年 4 月 1 日
- 四 第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 12 条及び第 16 条の改正規定並びに附則第 8 条の規定 平成 23 年 4 月 1 日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第 6 条 第 3 条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第 12 条第 3 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 1 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第 12 条第 5 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 4 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置）

第 7 条 新法第 12 条の 2 第 1 項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第 12 条第 1 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第 12 条の 2 第 2 項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第 12 条第 4 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

（一般事業主行動計画の届出に関する経過措置）

第 8 条 附則第 1 条第四号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が百人を超え、三百人以下である次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項に規定する一般事業主が第 4 条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第 12 条第 4 項の規定により届け出た一般事業主行動計画（附則第 1 条第四号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。）は、第 4 条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第 12 条第 1 項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 9 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。